

第 2 期東久留米市障害福祉計画

(平成 21 年度～23 年度)

平成 21 年 3 月

東久留米市

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
（1）計画策定の背景	1
（2）計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	2
（1）法的根拠	2
（2）他の計画との関連	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定方法	4
（1）施設代表者会の開催	4
（2）第1期の進捗状況の分析・検討	4
（3）アンケート調査の実施	4
（4）市民懇談会の開催	4
第2章 障害者の現状	5
1 障害者の状況	5
（1）身体障害者の状況	5
（2）知的障害者の状況	7
（3）精神障害者の状況	9
（4）障害児の就学状況	10
（5）雇用・就労の状況	11
2 障害者に対するサービスの状況	12
（1）障害福祉サービス等の利用状況	12
（2）アンケート調査結果に見るサービス利用意向	18

第3章 計画の基本的な方向性	22
1 計画の基本理念	22
(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重	22
(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化	22
(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備	22
2 平成23年度の目標値	23
(1) 施設入所者の地域生活への移行	23
(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行	23
(3) 福祉施設から一般就労への移行	24
第4章 サービス見込量と見込量確保のための方策	25
1 サービス体系	25
2 障害福祉サービス	26
(1) 訪問系サービス	26
(2) 日中活動系サービス	27
(3) 居住系サービス	30
(4) 相談支援(サービス利用計画作成)	31
3 自立支援医療	31
4 補装具	32
5 地域生活支援事業	33
(1) 必須事業	33
(2) その他の事業	35
6 見込量確保のための方策	37
(1) 訪問系サービス	37
(2) 日中活動系サービス	37
(3) 居住系サービス	37
(4) サービス提供事業者の確保・育成	37
(5) サービスの質の確保・向上	37

第5章 計画の推進に向けて	38
1 計画の推進体制	38
(1) 市民参加の推進	38
(2) 行政内部における推進体制の強化	38
(3) 関係者・関係機関の連携の推進	38
(4) 障害者自立支援法以外の取り組み	38
(5) 『東久留米市地域自立支援協議会』について	39
(6) 『(仮称)東久留米市障害者就労支援センター』について	39
2 計画の進行管理と評価	39
資料	40
(1) 『東久留米市障害福祉計画策定のためのアンケート調査』の概要	40
(2) 東久留米市施設代表者会検討経過	51
(3) 市内の障害者施設等一覧	52
(4) 用語解説	55

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

障害者自立支援法の施行

平成18年(2006年)4月に障害者自立支援法が施行されたことにより、障害者に対するサービスはそれまでの支援費制度から抜本的に見直されることになりました。同法の施行によって、()三障害のサービスの一元化、()利用者負担の原則、()就労支援の強化などの制度改正が行われ、平成23年度までに新たな体系への移行を完了させることとされました。また市町村は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画)を策定することが定められました。

障害者自立支援法の見直しに向けた動き

障害者自立支援法の施行後、()利用者負担の問題、()サービス事業者の減収、()新体系移行の困難など、様々な問題点が指摘されることになりました。このため国では、平成19年度・20年度の特別対策として、()低所得者世帯への負担軽減、()サービス事業者に対する激変緩和措置、()新法移行等のための緊急的な経過措置を実施しました。

しかし、より根本的な対策を求める声が依然強いことから、平成19年12月には抜本的な見直しを行うことが決定され、本計画策定時には見直しに向けた議論が進められています。またこれと合わせて、平成20年度には『抜本的な見直しに向けた緊急措置』が実施され、()利用者負担のさらなる見直し、()事業者の経営基盤の強化、()グループホーム等の整備促進などが行われています。

障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 (平成19年12月)

利用者負担の見直し	低所得世帯の利用者負担の軽減、軽減対象の拡大 個人単位を基本とした所得段階区分
事業者の経営基盤の強化	通所サービスの単価引上げ 入所サービスの入院・外泊時支援の拡充など
グループホーム等の整備促進	施設整備に対する助成

(2) 計画策定の目的

本計画は、障害者が地域で安心して暮らすために必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等のサービス提供体制を整備し、障害者が自立した日常生活・社会生活を営むことができる社会の実現を目指すために策定します。

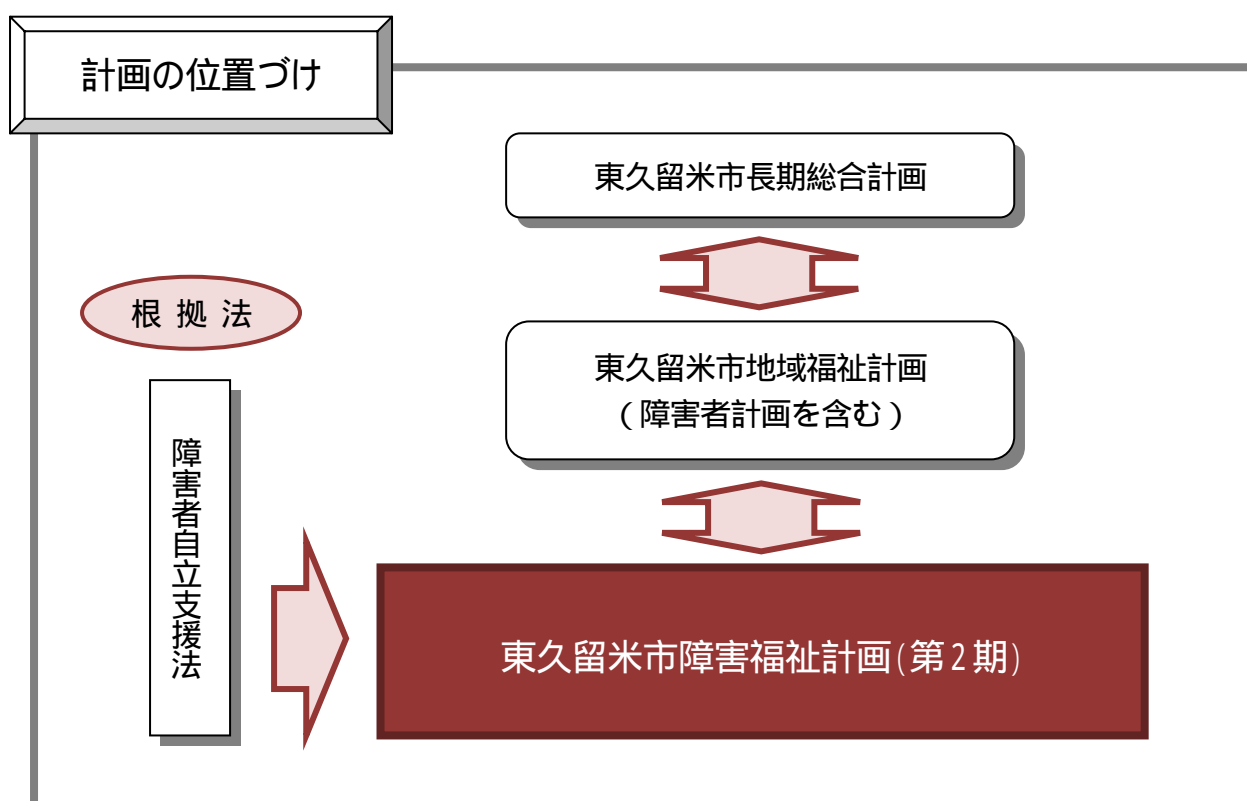
2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

本計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づき、同法が定める国の基本指針に即して策定します。

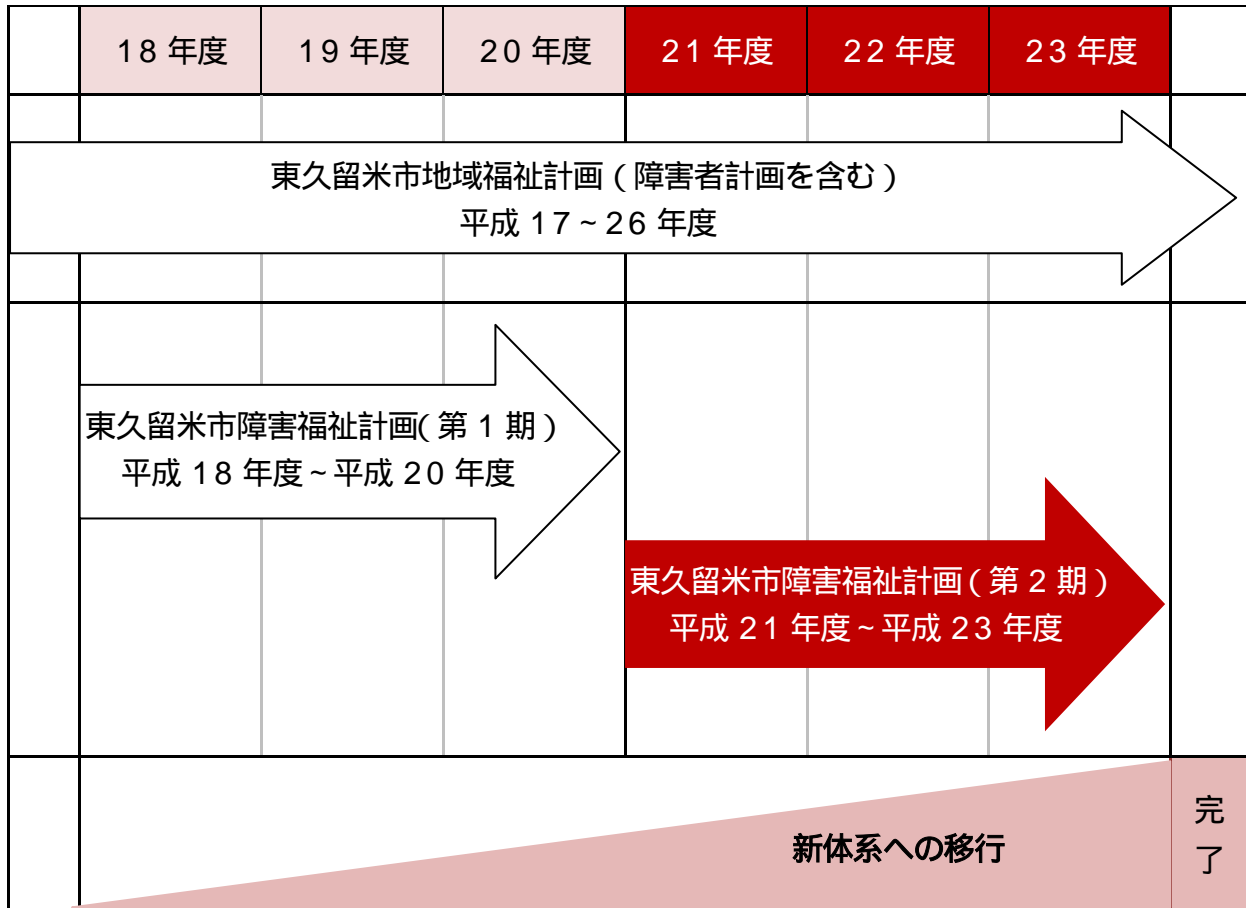
(2) 他の計画との関連

本計画は、東久留米市の基本計画である『東久留米市長期総合計画』の部門別計画として策定されます。また、『東久留米市地域福祉計画』(障害者計画を含む)や、他の関連計画との整合性に留意しながら策定します。



3 計画の期間

障害福祉計画は3年ごとに策定することとされています。本計画は、平成21年度から平成23年度までの3年間を期間とします。



4 計画の策定方法

(1) 施設代表者会の開催

本計画の策定にあたっては、障害当事者や障害福祉関係者の意向を把握するために、施設代表者会を開催し、現状と課題の把握・分析や計画の内容についての検討を行いました。

(2) 第1期の進捗状況の分析・検討

本計画の策定のために、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の供給実績など、第1期の進捗状況の分析・検討を行いました。その結果は、第2期の見込量算出のためのデータにするとともに、見込量確保のための方策など、本計画全体に反映しています。

(3) アンケート調査の実施

障害者の生活実態や意向を把握するために、平成20年9月に『東久留米市障害福祉計画策定のためのアンケート調査』を実施しました。「在宅の方を対象とした調査」は、地域生活の実態と問題点、地域で暮らす障害者の意向を把握することを目的としています。「施設に入所している方を対象とした調査」は、施設で暮らしている方の生活実態と、地域生活への移行など今後の暮らし方についての意向を把握することを目的としています。

(4) 市民懇談会の開催

本計画の意義と内容を広く周知し、障害当事者やその家族、障害福祉関係者などの意見・要望を計画に生かしていくために、11月に市民懇談会を開催しました。

第2章 障害者の現状

1 障害者の状況

(1) 身体障害者の状況

東久留米市の身体障害者手帳所持者数は平成16年には3,426人でしたが、その後毎年増加しており、平成20年には4,017人となっています。総人口に占める割合も、同じ期間に3.0%から3.5%に上昇しています。

図1 身体障害者手帳保持者数の推移

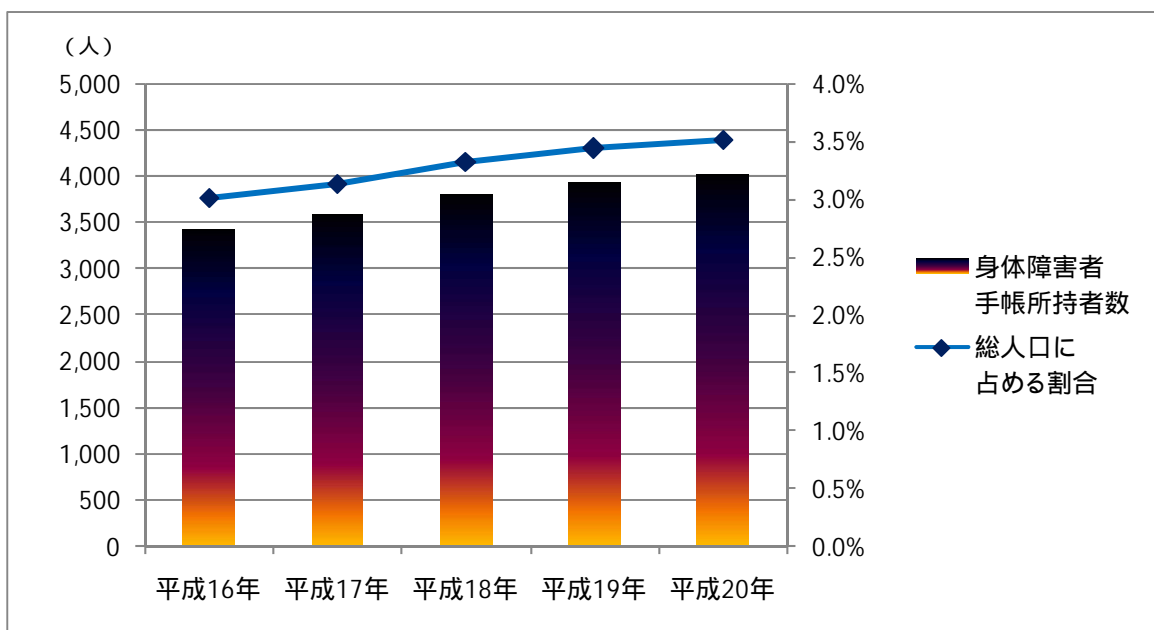


表1-1 年齢構成別身体障害者手帳所持者の推移

(単位:人)

年齢構成	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
全体	3,426	3,576	3,803	3,920	4,017
18歳未満	96	102	104	107	110
	2.8%	2.9%	2.7%	2.7%	2.7%
18歳以上	3,330	3,474	3,699	3,813	3,907
	97.2%	97.1%	97.3%	97.3%	97.3%

(資料:障害福祉課 各年4月1日現在)

表 1 - 2 障害種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

障害種別	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
全 体	3,426	3,576	3,803	3,920	4,017
視覚障害	262	271	297	298	297
	7.6%	7.6%	7.8%	7.6%	7.4%
聴覚・平衡機能障害	275	287	321	343	360
	8.0%	8.0%	8.4%	8.8%	9.0%
音声・言語・ そしゃく機能障害	61	67	74	70	75
	1.8%	1.9%	1.9%	1.8%	1.9%
下肢障害	720	751	800	837	879
	21.0%	21.0%	21.0%	21.4%	21.9%
上肢障害	635	657	695	716	736
	18.5%	18.4%	18.3%	18.3%	18.3%
体幹障害	511	520	516	518	510
	14.9%	14.5%	13.6%	13.2%	12.7%
内部障害	962	1,023	1,100	1,138	1,160
	28.1%	28.6%	28.9%	29.0%	28.9%

(資料：障害福祉課 各年 4 月 1 日現在)

表 1 - 3 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

等 級	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
全 体	3,426	3,576	3,803	3,920	4,017
1 級	1,152	1,195	1,258	1,305	1,339
	33.6%	33.4%	33.1%	33.3%	33.3%
2 級	637	649	691	703	707
	18.6%	18.1%	18.2%	17.9%	17.6%
3 級	545	582	607	610	636
	15.9%	16.3%	16.0%	15.6%	15.8%
4 級	687	735	816	849	872
	20.1%	20.6%	21.5%	21.7%	21.7%
5 級	235	240	247	259	263
	6.9%	6.7%	6.5%	6.6%	6.5%
6 級	170	175	184	194	200
	5.0%	4.9%	4.8%	4.9%	5.0%

(資料：障害福祉課 各年 4 月 1 日現在)

(2) 知的障害者の状況

東久留米市の愛の手帳所持者数は平成16年には590人でしたが、その後毎年増加しており、平成20年には745人となっています。等級別に見ると、4度(軽度)の方の割合が増加しています。

図2 愛の手帳所持者数の推移

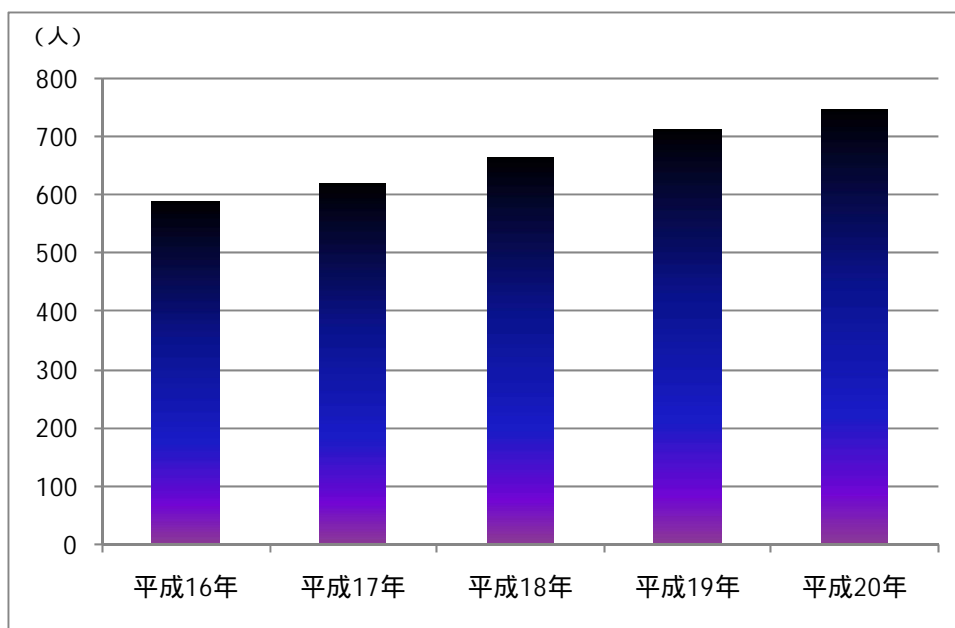


表2-1 年齢構成別愛の手帳所持者の推移

(単位:人)

年齢構成	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
全体	590	619	665	711	745
18歳未満	157	161	184	197	205
	26.6%	26.0%	27.7%	27.7%	27.5%
18歳以上	433	458	481	514	540
	73.4%	74.0%	72.3%	72.3%	72.5%

(資料:障害福祉課 各年4月1日現在)

表 2 - 2 等級別愛の手帳所持者数の推移

(単位：人)

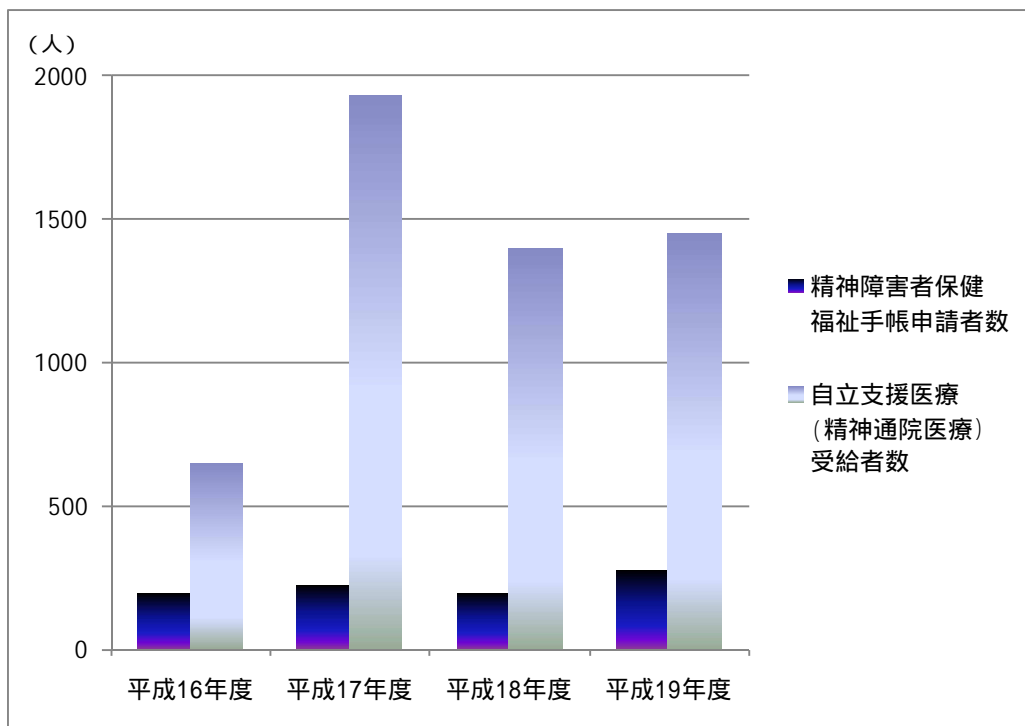
等級	平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
全 体	590	619	665	711	745
1 度 (最重度)	22	22	23	24	26
	3.7%	3.6%	3.5%	3.4%	3.5%
2 度 (重度)	192	200	215	233	237
	32.5%	32.3%	32.3%	32.8%	31.8%
3 度 (中度)	184	187	190	195	209
	31.2%	30.2%	28.6%	27.4%	28.1%
4 度 (軽度)	192	210	237	259	273
	32.5%	33.9%	35.6%	36.4%	36.6%

(資料：障害福祉課 各年 4 月 1 日現在)

(3) 精神障害者の状況

平成19年度の精神障害者保健福祉手帳申請者数は275人、自立支援医療（旧精神通院公費負担医療）受給者数は1,453人となっています。

図3 精神障害者数の推移



精神障害者保健福祉手帳の有効期限は2年間のため、手帳所持者数は当該年度と前年度の手帳申請者数の和となります。

表3-1 等級別精神障害者保健福祉手帳申請者数の推移 (単位:人)

等級	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全体	196	222	196	275	156
1級	41	34	38	31	15
2級	112	134	108	160	85
3級	43	54	50	84	56

(資料:障害福祉課 各年度3月31日現在/20年度については10月1日時点)

表3-2 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移 (単位:人)

等級	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
全体	650	1,929	1,396	1,453	1,458

(資料:障害福祉課 各年度3月31日現在/20年度については10月1日時点)

平成17年度の実受給者数については、制度改正に伴い手続き上二重にカウントされている方がいるため、他の年度より人数が多くなっています。

(4) 障害児の就学状況

特別支援学校への就学者数は、全体で 126 人となっており、小学部が 43 人、中学部が 24 人、高等部が 59 人となっています。また、障害児学級は、全体で 13 学級（85 人）となっており、小学校は 9 学級（61 人）、中学校は 4 学級（24 人）となっています。

表 4 - 1 特別支援学校等への就学状況 (単位：人)

特別支援学校の就学状況	盲学校	ろう学校	養護学校	計
全 体	4	4	118	126
小学部(人)	2	0	41	43
中学部(人)	1	1	22	24
高等部(人)	1	3	55	59

(平成 20 年 5 月 1 日現在)

表 4 - 2 障害児学級への入級状況 (単位：人)

障害児学級への入級状況	小学校	中学校	計
学級数	9 学級	4 学級	13 学級
児童・生徒数	61 人	24 人	85 人

(資料：学校基本調査資料 平成 20 年 5 月 1 日現在)

(5) 雇用・就労の状況

公共職業安定所への登録者数は、全体で1,552人となっており、就業中の方が906人、求職中の方が546人、保留中の方が100人となっています。登録者の内訳は、身体障害者が849人、知的障害者が483人、精神障害者が220人となっています。

福祉施設から一般就労への移行者は、平成19年度には7人となっています。

表5-1 障害者の職業紹介状況（三鷹公共職業安定所管内）（単位：人）

職業紹介状況	登録者数	職業紹介状況		
		就業中	求職中	保留中
全 体	1,552	906	546	100
身体障害者	849	541	243	65
知的障害者	483	317	151	15
精神障害者	220	48	152	20

（資料：三鷹公共職業安定所 平成20年3月末現在）

表5-2 福祉施設から一般就労への移行状況（単位：人）

福祉施設から 一般就労への移行状況	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
全 体	16	6	7	7	5
身体障害者	0	0	0	0	0
知的障害者	4	1	1	2	4
精神障害者	12	5	6	5	1

（資料：障害福祉課市内施設アンケート調査結果 各年度3月31日現在 / 20年度については9月末までの実績）

2 障害者に対するサービスの状況

(1) 障害福祉サービス等の利用状況

訪問系サービスの利用状況

訪問系サービスの利用状況について見ると、利用時間数については、ほぼ見込量の通りに推移しましたが、利用者数は当初の見込みを下回っています。

表6 - 1 A 訪問系サービスの利用状況

訪問系サービス	単 位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	のべ利用時間数（時間）	7,704	8,348	8,381
	実利用者数（人）	89	99	103

（資料：障害福祉課 18・19年度については3月実績 / 20年度については10月実績）

表6 - 1 B サービス別の内訳

訪問系サービス	単 位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
居宅介護（ホームヘルプ）	のべ利用時間数（時間）	1,797	1,640	1,660
	実利用者数（人）	65	67	74
重度訪問介護	のべ利用時間数（時間）	5,323	5,951	6,057
	実利用者数（人）	13	17	16
行動援護	のべ利用時間数（時間）	584	757	664
	実利用者数（人）	11	15	13
重度障害者等包括支援	のべ利用時間数（時間）	0	0	0
	実利用者数（人）	0	0	0

（資料：障害福祉課 18・19年度については3月実績 / 20年度については10月実績）

日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービスの利用状況について見ると、多くのサービスで利用日数、利用者数が増加していますが、新体系移行の遅れのため、実績が見込量を下回ったサービスが多くなっています。

表6 - 2 日中活動系サービスの利用状況

日中活動系サービス	単 位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
生活介護	のべ利用日数(日)	66	747	1206
	実利用者数(人)	3	42	59
自立訓練(機能訓練)	のべ利用日数(日)	0	0	0
	実利用者数(人)	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	のべ利用日数(日)	147	198	200
	実利用者数(人)	7	13	12
就労移行支援	のべ利用日数(日)	80	217	423
	実利用者数(人)	4	11	22
就労継続支援(A型)	のべ利用日数(日)	0	40	44
	実利用者数(人)	0	2	2
就労継続支援(B型)	のべ利用日数(日)	126	550	1608
	実利用者数(人)	6	32	88
療養介護	実利用者数(人)	0	0	0
児童デイサービス	のべ利用日数(日)	436	379	487
	実利用者数(人)	28	27	27
短期入所	のべ利用日数(日)	208	86	173
	実利用者数(人)	12	7	13

(資料:障害福祉課 18・19年度については3月実績/20年度については10月実績)

居住系サービスの利用状況

居住系サービスの利用状況を見ると、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の利用者数は微増となっています。施設入所支援については、入所施設の新体系への移行が進んでいないために利用者数が伸びておらず、依然として旧法施設に入所している方のほうがかなり多くなっています。

表6 - 3 A 居住系サービスの利用状況

居住系サービス	単 位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	実利用者数（人）	46	50	52
施設入所支援	実利用者数（人）	3	6	10
旧法身体障害者施設	実利用者数（人）	40	21	16
旧法知的障害者施設	実利用者数（人）	112	103	98

（資料：障害福祉課 18・19年度については3月実績 / 20年度については10月実績）

表6 - 3 B 施設の利用状況

単位：人（個所）

施設への入所状況		身体障害者			知的障害者			精神障害者		
		市内	都内 (市外)	都外	市内	都内 (市外)	都外	市内	都内 (市外)	都外
更生施設	(入所)	-	2 (1)	1 (1)	7 (1)	15 (10)	46 (31)	-	-	-
	(通所)	-	-	-	-	3 (1)	-	-	-	-
授産施設	(入所)	-	5 (3)	-	-	2 (1)	2 (2)	-	-	-
	(通所)	-	4 (3)	-	-	23 (7)	1 (1)	-	-	-
療護施設（入所）		-	5 (2)	3 (1)	-	-	-	-	-	-
通勤寮		-	-	-	-	1 (1)	-	-	-	-
生活寮・グループホーム		-	-	-	22 (6)	13 (12)	4 (4)	6 (2)	5 (3)	-

（平成20年4月1日 現在）

相談支援事業（サービス利用計画作成）の利用状況

相談支援事業（サービス利用計画作成）については、現在障害福祉サービスの相談支援事業とは別に、障害福祉課や相談支援事業者などで、対象者が利用するサービスについての相談を個別に実施しているため、この制度を利用した実績はありませんでした。

自立支援医療の利用状況

自立支援医療の利用状況は、以下のようになっています。

表6 - 5 自立支援医療の利用状況

自立支援医療	単 位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
更生医療	実利用者数（人）	24	30	26
育成医療	実利用者数（人）	35	28	20
精神通院医療	実利用者数（人）	1,340	1,396	930

（資料：障害福祉課 20年度については10月までの実績）

補装具の利用状況

補装具の利用状況について見ると、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度から19年度にかけて利用者数が大幅に減少しています。これは、平成18年10月より補装具と日常生活用具の種目が変更され、ストマ装具などが補装具から日常生活用具に種目変更されたことによるものです。

表6 - 6 補装具の利用状況

補 装 具	単 位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
補装具	実利用者数（人）	1,933	304	187

（資料：障害福祉課 20年度については10月までの実績）

地域生活支援事業の利用状況

地域生活支援事業の実施状況は以下のようになっています。

表6 - 7 A 地域生活支援事業（必須事業）の利用状況

地域生活支援事業 （必須事業）		単 位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
相談支援事業（障害者相談支援事業）		実施個所数	1 個所	1 個所	1 個所
コミュニケーション支援事業 （手話通訳者等派遣事業）		実利用者数	85 人	107 人	93 人
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	利用件数	5 件	6 件	10 件
	自立生活支援用具	利用件数	23 件	11 件	14 件
	在宅療養等支援用具	利用件数	8 件	6 件	3 件
	情報・意思疎通支援用具	利用件数	25 件	10 件	17 件
	排泄管理支援用具	利用件数	158 件	1,770 件	1,189 件
	住宅改修費	利用件数	2 件	3 件	5 件
移動支援事業		実施個所数	27 個所	22 個所	21 個所
		実利用者数	170 人	221 人	181 人
		利用時間数 （時間 / 月）	1,851 時間	1,985 時間	2,079 時間
地域活動支援センター機能強化事業		実施個所数	1 個所	1 個所	1 個所

（資料：障害福祉課 20年度については、移動支援事業は10月実績 それ以外のサービスは10月までの実績）

表6 - 7 B 地域生活支援事業（その他の事業）の利用状況

地域生活支援事業 （その他の事業）		単 位	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度
更生訓練費給付事業		実利用者数	26人	7人	6人
日中一時支援事業		実施個所数	0個所	3個所	4個所
		実利用者数	0人	17人	100人
社会 参加 促進 事業	奉仕員養成研修事業	実利用者数	69人	63人	65人
	自動車運転免許取得・改造助成 事業	実利用者数	4人	3人	3人
生活支援事業 （ガソリン・タクシー費助成事業）		実利用者数	720人	763人	753人

（資料：障害福祉課 20年度については、更生訓練費給付事業、日中一時支援事業は10月実績
それ以外のサービスは10月までの実績）

(2) アンケート調査結果に見るサービス利用意向

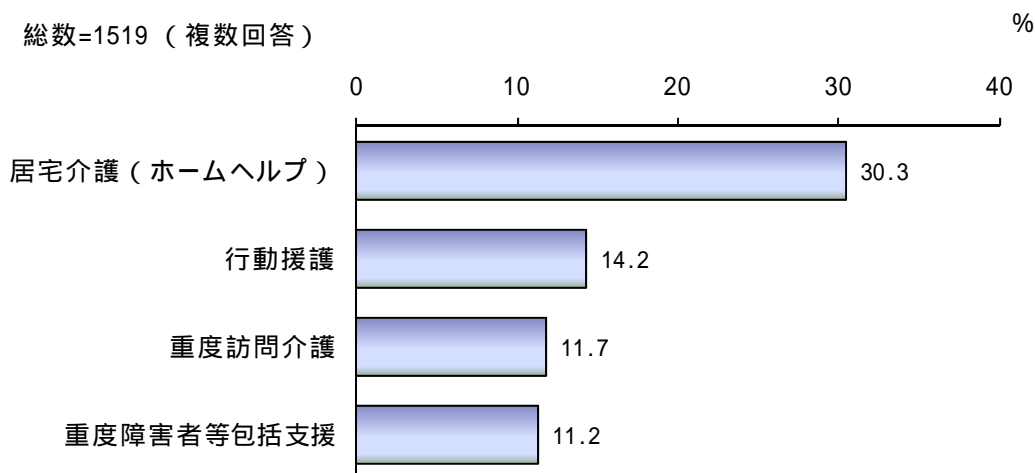
平成20年9月に実施した『東久留米市障害福祉計画策定のためのアンケート調査』から、在宅障害者のサービス利用意向の分析を行いました（調査結果の概要については、資料1を参照）。

訪問系サービスの利用意向

「居宅介護（ホームヘルプ）」という回答が30.3%と最も多く、次いで「行動援護」が14.2%、「重度訪問介護」が11.7%、「重度障害者等包括支援」が11.2%となっています。

障害別に見ると、身体障害のある方では「居宅介護（ホームヘルプ）」という回答が、知的障害のある方では「行動援護」という回答が多くなっています。

図表1 訪問系サービスの利用意向（「在宅の方を対象とした調査」問22）



（単位：人）

		全体	居宅介護 （ホームヘルプ）	重度訪問介護	行動援護	重度障害者等包括支援
全体		1519 100.0%	461 30.3%	178 11.7%	216 14.2%	170 11.2%
障害の種類	身体障害	1065 100.0%	367 34.5%	155 14.6%	121 11.4%	139 13.1%
	知的障害	309 100.0%	68 22.0%	29 9.4%	96 31.1%	34 11.0%
	精神障害	203 100.0%	50 24.6%	15 7.4%	29 14.3%	15 7.4%
	無回答	21 100.0%	3 14.3%	1 4.8%	1 4.8%	1 4.8%

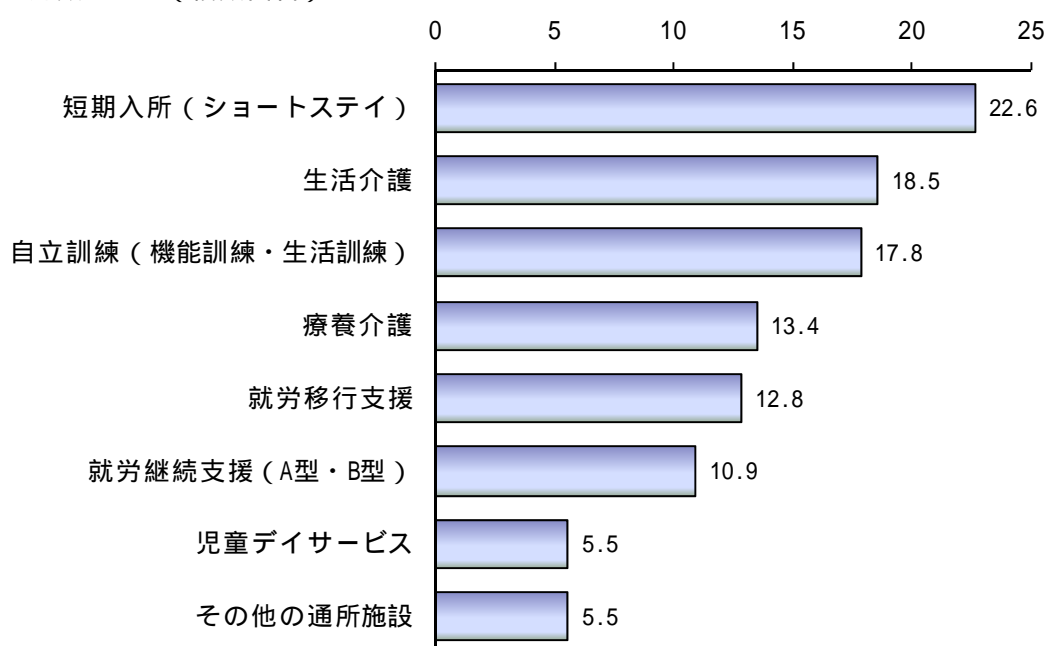
日中活動系サービスの利用意向

「短期入所（ショートステイ）」という回答が22.6%と最も多く、次いで「生活介護」が18.5%、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」が17.8%となっています。

障害別に見ると、知的障害のある方で回答が多く、特に「短期入所（ショートステイ）」、「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型・B型）」という回答が多くなっています。身体障害のある方では「短期入所（ショートステイ）」、「生活介護」という回答が、精神障害のある方では「自立訓練（機能訓練・生活訓練）」、「就労移行支援」という回答が多くなっています。

図表2 日中活動系サービスの利用意向（「在宅の方を対象とした調査」問24）

総数=1519（複数回答）



（単位：人）

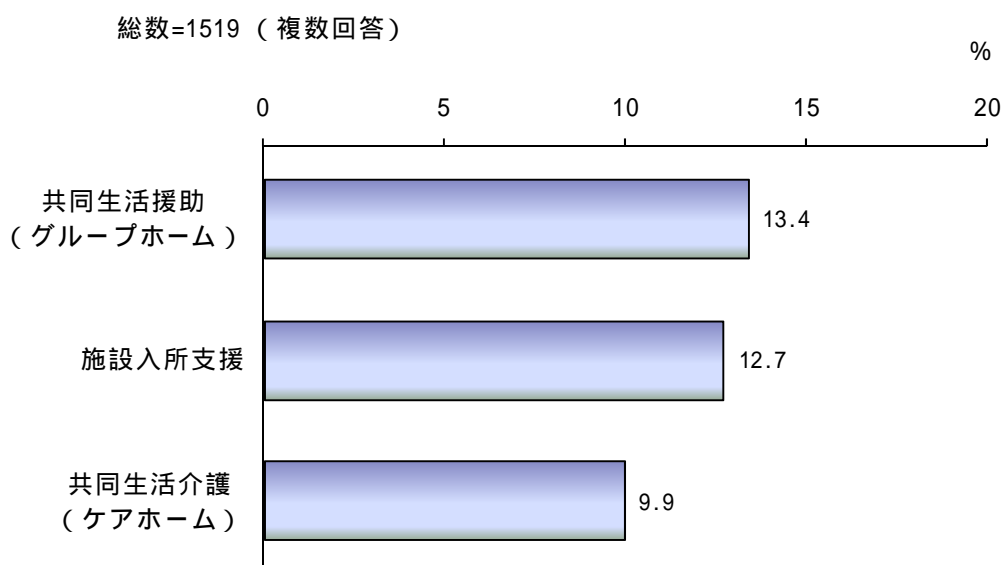
障害の種類		全体	生活介護	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援（A型・B型）	療養介護	児童デイサービス	短期入所（ショートステイ）	その他の通所施設
		人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数
	全体	1519	281	270	194	165	204	84	343	84
		100.0%	18.5%	17.8%	12.8%	10.9%	13.4%	5.5%	22.6%	5.5%
障害の種類	身体障害	1065	230	159	86	73	170	48	234	51
		100.0%	21.6%	14.9%	8.1%	6.9%	16.0%	4.5%	22.0%	4.8%
	知的障害	309	57	99	82	78	29	40	102	26
		100.0%	18.4%	32.0%	26.5%	25.2%	9.4%	12.9%	33.0%	8.4%
精神障害		203	20	43	39	30	18	7	29	16
		100.0%	9.9%	21.2%	19.2%	14.8%	8.9%	3.4%	14.3%	7.9%
	無回答	21	2	4	2	2	2	1	4	1
		100.0%	9.5%	19.0%	9.5%	9.5%	9.5%	4.8%	19.0%	4.8%

居住系サービスの利用意向

「共同生活援助（グループホーム）」という回答が13.4%、「施設入所支援」が12.7%、「共同生活介護（ケアホーム）」が9.9%となっています。

障害別に見ると、知的障害のある方では「共同生活援助（グループホーム）」、「共同生活介護（ケアホーム）」という回答が多くなっています。精神障害のある方では「共同生活援助（グループホーム）」という回答が、身体障害のある方では「施設入所支援」という回答が若干多くなっています。

図表3 居住系サービスの利用意向（「在宅の方を対象とした調査」問26）



（単位：人）

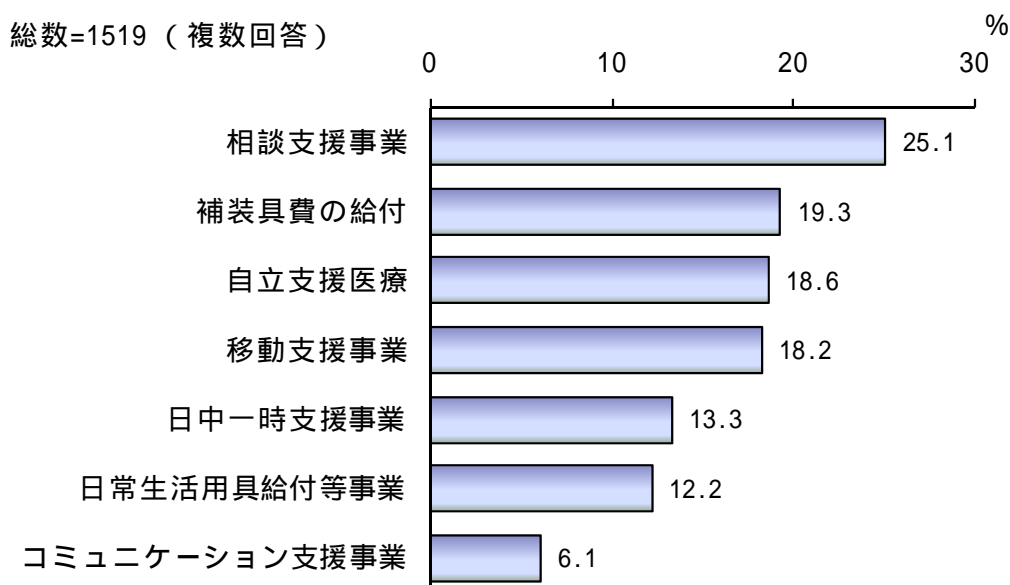
障害の種類		全体	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活介護 (ケアホーム)	施設入所支援
			人数	割合 (%)	人数
全体		1519	203	151	193
		100.0%	13.4%	9.9%	12.7%
障害の種類	身体障害	1065	81	82	143
		100.0%	7.6%	7.7%	13.4%
	知的障害	309	109	67	46
		100.0%	35.3%	21.7%	14.9%
	精神障害	203	36	19	16
		100.0%	17.7%	9.4%	7.9%
	無回答	21	1	1	3
		100.0%	4.8%	4.8%	14.3%

その他のサービスの利用意向

「相談支援事業」という回答が25.1%と最も多く、次いで「補装具費の給付」が19.3%、「自立支援医療」が18.6%、「移動支援事業」が18.2%となっています。

障害別に見ると、知的障害のある方では「相談支援事業」、「移動支援事業」、「日中一時支援事業」という回答が多くなっています。精神障害のある方では「自立支援医療」、身体障害のある方では「補装具費の給付」という回答が多くなっています。

図表4 その他のサービスの利用意向（「在宅の方を対象とした調査」問28）



（単位：人）

		全体	相談支援事業	コミュニケーション支援事業	日常生活用具給付等事業	移動支援事業	日中一時支援事業	自立支援医療	補装具費の給付								
										人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
全体	1519	100.0%	381	25.1%	92	6.1%	185	12.2%	277	18.2%	202	13.3%	283	18.6%	293	19.3%	
障害の種類	身体障害	1065	100.0%	228	21.4%	69	6.5%	158	14.8%	188	17.7%	109	10.2%	190	17.8%	271	25.4%
	知的障害	309	100.0%	120	38.8%	18	5.8%	27	8.7%	94	30.4%	100	32.4%	65	21.0%	26	8.4%
	精神障害	203	100.0%	58	28.6%	9	4.4%	16	7.9%	21	10.3%	21	10.3%	50	24.6%	15	7.4%
	無回答	21	100.0%	6	28.6%	3	14.3%	2	9.5%	4	19.0%	3	14.3%	4	19.0%	4	19.0%

第3章 計画の基本的な方向性

1 計画の基本理念

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障害の種別・程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、必要な障害福祉サービスその他の支援を受けながら、自立と社会参加を実現していくことを基本として、障害福祉サービス等の提供基盤の整備を進めます。

(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスが市町村を基本とする仕組みに統一されたことや、身体障害・知的障害・精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことをふまえ、立ち遅れている精神障害者に対するサービス等も含めた総合的な支援体制を充実させていきます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限活用しながら、サービス基盤の整備を進めていきます。

計画の基本理念

- ✚ 障害者の自己決定と自己選択の尊重
- ✚ 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化
- ✚ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

2 平成 23 年度の目標値

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、平成 17 年 10 月 1 日時点における施設入所者数を、平成 23 年度末までに 7%削減することが目標とされています。これを受けて、東久留米市では、平成 17 年度に 86 人だった施設入所者数を平成 23 年度末までに 6 人削減し、80 人とすることを目標とします。施設からの退所を希望する障害者が地域生活に円滑に移行できるように、居住の場の確保や在宅サービスの充実等の取り組みを進めていきます。

項 目	数 値	考 え 方
第 1 期策定時入所者数	86 人	平成 17 年 10 月 1 日現在
地域生活移行目標値	6 人	第 1 期策定時の数値目標

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

長期入院中で受入条件が整えば退院可能な精神障害者数は、人口比率から東久留米市では平成 17 年度には 48 人と算定されています。東京都の基本的な考え方では、平成 23 年度末までにその 5 割以上の方が地域生活に移行することを目指すとされていますが、現状ではこの数値の達成は困難になっています。東久留米市では、平成 23 年度末までに平成 17 年度時点の約 1 割にあたる 5 人の地域生活への移行を目標とします。より多くの方が地域生活に移行することを目指して、居住の場の確保や地域活動支援センターの充実等の取り組みを進めていきます。

項 目	数 値	考 え 方
第 1 期策定時 退院可能障害者数	48 人	東京都の推計に基づく 平成 17 年 10 月 1 日現在
地域生活移行目標値	5 人	第 1 期策定時の約 1 割

(3) 福祉施設から一般就労への移行

国の基本指針では、作業所等の福祉施設における福祉的就労から一般就労への移行者数を、平成 23 年度には平成 17 年度の 4 倍以上とすることが目標とされています。東久留米市における一般就労への移行者数は、平成 17 年度には 6 人だったため、平成 23 年度に 24 人が移行することを目標とします。さいわい福祉センターにおける就労移行支援や市内作業所における就労継続支援を引き続き連携しながら進めていくとともに、「(仮称)東久留米市障害者就労支援センター」を設置して、障害者の就労を総合的に支援していきます。

項目	数 値	考 え 方
第 1 期策定時移行数	6 人	平成 17 年度実績値
一般就労移行目標値	24 人	第 1 期策定時の 4 倍

第4章 サービス見込量と見込量確保のための方策

1 サービス体系

障害者自立支援法に基づくサービスには、()障害福祉サービス、()自立支援医療、()補装具、()地域生活支援事業があります。第1期の進捗状況の分析結果やアンケート調査結果、施設代表者会・市民懇談会等で明らかになったニーズ動向を踏まえ、各サービスの見込量を年度ごとに算出していきます。

サービスの種類		サービスの内容
障害福祉サービス	訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援
	日中活動系サービス	生活介護 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型） 療養介護 児童デイサービス 短期入所
	居住系サービス	共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム） 施設入所支援
	相談支援	相談支援（サービス利用計画作成）
自立支援医療		更生医療、育成医療、精神通院医療
補装具		補装具
地域生活支援事業	必須事業	相談支援事業 コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業
	その他の事業	更生訓練費給付事業 日中一時支援事業 生活サポート事業 社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業） 社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

2 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

見込量算出の考え方

前期計画の利用時間数はほぼ見込量の通りに推移しましたが、今後は地域生活への移行が進むことで利用者が増加するものと考えられるため、第2期の利用時間数については、大幅な伸びを見込んでいます。

居宅介護、
自宅で身体介護や家事援助などの支援を行います。

重度訪問介護
重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする方に、入浴・排せつ・食事などの介護を総合的に行います。

行動援護
行動障害のある知的障害者・精神障害者で、常時介護を必要とする方に、移動の介護や危険回避の援護などを行います。

重度障害者等包括支援
常時介護を必要とする障害者で、その必要性が高い方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。

居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	平成21年度	平成22年度	平成23年度
のべ利用時間数(月)	9,384 時間	10,792 時間	12,183 時間
実利用者数(月)	127 人	146 人	168 人

(2) 日中活動系サービス

見込量算出の考え方

障害者自立支援法に基づく事業者の新体系への移行が見込どおり実施されなかったことなどから、前期計画では見込量と実績の間に差が生じていますが、今後は新体系移行や地域移行等による利用者数の増加が見込まれることから、引き続き前期計画で見込んだ平成23年度の目標と同じ見込量で算出しています。

算出にあたっては、過去の利用実績や学校の卒業者数、事業者の新体系移行、地域移行による利用者の増加等を考慮した上で実利用者数を推計し、これに利用日数や平均利用率等を勘案して、のべ利用日数を算出しています。

生活介護

常に介護を必要とする障害者に対し、施設等で入浴・排せつ・食事などの介護や創作的活動・生産活動の機会を提供します。

生活介護	平成21年度	平成22年度	平成23年度
のべ利用日数(月)	1,465人日	2,297人日	2,614人日
実利用者数(月)	74人	116人	132人

自立訓練(機能訓練)

身体障害者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

自立訓練(機能訓練)	平成21年度	平成22年度	平成23年度
のべ利用日数(月)	30人日	59人日	161人日
実利用者数(月)	1人	3人	8人

自立訓練（生活訓練）

知的障害者・精神障害者に対し、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な訓練等を行います。

自立訓練（生活訓練）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
のべ利用日数（月）	356 人日	950 人日	1,307 人日
実利用者数（月）	18 人	48 人	66 人

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、生産活動等を通じて、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練を行います。

就労移行支援	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
のべ利用日数（月）	547 人日	722 人日	820 人日
実利用者数（月）	28 人	37 人	42 人

就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。A型は利用者と事業者が雇用契約を結び、就労の機会や提供を受けるもので、福祉工場などが想定されています。

就労継続支援（A型）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
のべ利用日数（月）	39 人日	78 人日	569 人日
実利用者数（月）	2 人	4 人	29 人

就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が難しい方に、生産活動等を通じて、知識・能力の向上のための訓練を行います。B型は雇用契約を結ばずに生産活動や就労のための訓練を行うもので、授産施設や作業所などが想定されています。

就労継続支援（B型）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
のべ利用日数（月）	2,336 人日	2,871 人日	4,891 人日
実利用者数（月）	118 人	145 人	247 人

療養介護

医療を要する障害者で、常時介護を必要とする方に、病院等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護などを行います。

療養介護	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数（月）	2 人	2 人	2 人

児童デイサービス

障害児に対し、日常生活での基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行います。

児童デイサービス	平成21年度	平成22年度	平成23年度
のべ利用日数（月）	585 人日	585 人日	585 人日
実利用者数（月）	35 人	35 人	35 人

短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行う人が病気などの理由で介護できない場合に、短期間施設に入所して必要な介護等の支援を行います。

短期入所（ショートステイ）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
のべ利用日数（月）	134 人日	147 人日	180 人日
実利用者数（月）	19 人	21 人	25 人

(3) 居住系サービス

見込量算出の考え方

前期計画の見込量をやや下回る実績で推移していますが、今後は施設の新体系移行や地域移行等によるグループホーム・ケアホームの入居者数の増加が見込まれることから、引き続き前期計画で見込んだ平成23年度の目標と同じ見込量で算出しています。

共同生活援助（グループホーム）

地域での共同生活に支障のない知的障害者・精神障害者に対し、共同生活を営む住居において、日常生活の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）

介護を必要とする知的障害者・精神障害者に対し、共同生活を営む住居において、入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数（月）	62人	73人	84人

施設入所支援

障害者支援施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴・排せつ・食事等の介護を行います。

施設入所支援	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数（月）	19人	30人	80人

平成21年・22年度について、旧体系施設入所者は含んでいません。

(4) 相談支援（サービス利用計画作成）

自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障害者に、障害福祉サービスを適切に利用できるようサービス利用計画を作成します。

見込量算出の考え方

平成20年10月まで実績はありませんでしたが、今後はこの制度を活用した相談支援を充実していく必要があることから、平成23年度までの見込量を設定し、今後、基盤整備を図っていきます。

相談支援（サービス利用計画作成）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数（月）	0人	10人	20人

3 自立支援医療

見込量算出の考え方

見込量については、第1期の利用実績に基づいた人数により算出しています。

更生医療

18歳以上の身体障害者が、障害の軽減や機能の維持のために手術等を行う場合に、その医療費を助成します。

自立支援医療（更生医療）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数（月）	30人	32人	34人

育成医療

身体に障害があったり、病気のために将来障害が残る恐れのある18歳未満の児童が、手術等で改善を図る場合に、その医療費を助成します。

自立支援医療（育成医療）	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実利用者数（月）	36人	42人	48人

精神通院医療

精神障害者が通院によって精神疾患の医療を受ける場合に、その医療費を助成します。

自立支援医療（精神通院医療）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数（月）	1,525 人	1,601 人	1,681 人

4 補装具

身体障害者の身体機能を補完・代替するための用具（車いす・義肢・補聴器など）の購入費・修理費の一部を給付します。

見込量算出の考え方

前期計画の見込を上回る実績となっており、利用実績に基づいて平成 23 年度の見込量を上方修正しました。

補装具	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数（月）	330 人	358 人	384 人

5 地域生活支援事業

見込量算出の考え方

引き続き前期計画で見込んだ平成 23 年度の目標とした見込量を基本に利用実績に基づいた人数で算出しました。

(1) 必須事業

相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行うことで、自立した社会生活を支援します。その中で、障害者の虐待防止のための取り組みも行っています。新たに設置される『東久留米市地域自立支援協議会』は、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりのために中核的な役割を果たす協議の場として機能します。

相談支援事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業 (実施箇所数)	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域自立支援協議会(実施状況)	未実施	未実施	実施
住宅入居等支援事業(実施状況)	未実施	未実施	実施
成年後見制度利用支援事業 (実施状況)	未実施	未実施	実施

コミュニケーション支援事業

聴覚・言語・音声機能障害等で意思疎通に支障のある方に、手話通訳者・要約筆記者等を派遣します。また、点字翻訳者や手話通訳者等の確保・育成を図ります。

コミュニケーション支援事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
手話通訳者派遣事業 (実利用者数)	120 人	140 人	160 人
要約筆記者派遣事業 (実利用者数)	27 人	30 人	33 人

日常生活用具給付等事業

重度障害者に対し、自立生活支援用具等の給付・貸与を行い、日常生活の便宜をはかります。

日常生活用具給付等事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護・訓練支援用具 (利用件数)	9 件	12 件	15 件
自立生活支援用具 (利用件数)	17 件	23 件	30 件
在宅療養等支援用具 (利用件数)	14 件	22 件	30 件
情報・意思疎通支援用具 (利用件数)	22 件	34 件	45 件
排泄管理支援用具 (利用件数)	1,790 件	1,810 件	1,830 件
住宅改修費 (利用件数)	8 件	13 件	20 件

移動支援事業

屋外での移動に困難のある障害者に対し、外出のための援助を行うことで、自立生活と社会参加を支援します。

移動支援事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施個所数	25 個所	35 個所	40 個所
実利用者数 (月)	243 人	267 人	275 人
利用時間数 (月)	2,382 時間	2,858 時間	4,183 時間

地域活動支援センター機能強化事業

障害者等に創作的活動・生産活動の機会を提供したり、社会との交流を促進したりする地域活動支援センターの機能を充実させていきます。障害者の地域活動を支援するとともに、地域における相談・支援窓口としての機能を強化していきます

地域生活支援センター強化事業		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
型（市内）	実施個所数	1 個所	1 個所	1 個所
	実利用者数	60 人	65 人	70 人
型（市内）	実施個所数	1 個所	1 個所	1 個所
	実利用者数	12 人	13 人	15 人

地域活動支援センターの種類

型：専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施し、相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けており、1日あたりの実利用人員が概ね20名以上であることが条件。

型：地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し、1日あたりの実利用人員が概ね15名以上であることが条件。

他に 型がありますが、本計画の期間中に市内での実施予定はありません。

（ 2 ） その他の事業

更生訓練費給付事業

就労移行支援や自立訓練を利用している方や、旧法の身体障害者更生施設・授産施設を利用している方のうち、利用者負担がない方に対して訓練費を支給します。

更生訓練費給付事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数（月）	6 人	11 人	15 人

日中一時支援事業

障害者に日中活動する場を提供するとともに、家族のための就労支援やレスパイトを行います。

日中一時支援事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施個所数	4 個所	4 個所	4 個所
実利用者数（月）	87 人	96 人	120 人

生活サポート事業

障害程度区分認定で非該当とされた方に対して家事援助等を行い、日常生活を支援します。

生活サポート事業	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施個所数	0 個所	0 個所	1 個所
実利用者数（月）	0 人	0 人	2 人

社会参加促進事業（奉仕員養成研修事業）

聴覚障害者のための手話奉仕員・要約筆記奉仕員、視覚障害者のための点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成研修を行います。

社会参加促進事業 （奉仕員養成研修事業）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
養成講習修了者数	70 人	75 人	80 人

社会参加促進事業（自動車運転免許取得・改造助成事業）

障害者が自動車運転免許を取得したり、自動車を改造する場合に費用の一部を助成します。

社会参加促進事業 （自動車運転免許取得・改造助成事業）	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実利用者数（月）	5 人	6 人	7 人

6 見込量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスについては、施設から地域生活への移行状況や従来サービス利用の少なかった精神障害者の利用拡大などを考慮した上で、見込量を算出していきます。訪問系サービス事業者の運営を支援していくとともに、新たな事業者の参入促進を進めることで、見込量の確保を目指していきます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、特別支援学校等の卒業者など新たな利用者の状況や一般就労への移行状況、施設の新体系への移行状況などを考慮した上で、見込量を算出していきます。旧法施設や共同作業所等の新体系への移行を促進・支援するとともに、移行後の施設の運営を支援していくことで、見込量の確保を目指していきます。

(3) 居住系サービス

グループホーム・ケアホームについては、施設から地域生活への移行状況や在宅の方の入居希望状況、今後の施設整備予定などを考慮した上で、見込量を算出していきます。市内施設の確保に向け、ハード面での都補助制度の活用や人材の確保、育成等の基盤整備を支援し、新たに設置する計画への支援や、近隣自治体との連携による市外施設の利用確保を通じて、見込量の確保を目指していきます。

(4) サービス提供事業者の確保・育成

地域生活に必要なサービス供給量を確保し、障害者が様々な選択肢の中から自分にあったサービスを選べるように、サービス提供事業者に対して支援と助言を行っていきます。また、様々な事業者に対して障害福祉に関する啓発と障害者のニーズなどの情報提供を幅広く行うことで、障害福祉サービス等への新規参入を促進していきます。

(5) サービスの質の確保・向上

サービス提供に従事する人員を確保し、様々な障害特性に対応できる専門性を備えた福祉人材として育成していくために、研修など必要な支援を行っていきます。また、サービスの質を確保・向上するために、第三者評価の活用や権利擁護・虐待防止のための取組みなどを支援していきます。

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 市民参加の推進

本計画の推進にあたっては、障害当事者やその家族、障害福祉関係者の参加を仰いで、その意見・要望を生かしていくとともに、一般市民や市内の企業・団体等にも広く参加を促し、市民全体で障害者を支援していく環境を醸成していきます。

(2) 行政内部における推進体制の強化

本計画の推進のために、市の関係各課で情報共有と連携を強化し、分野を越えた総合的な体制で取り組みを進めていきます。また、国や都とも緊密に連絡を取りあい、必要があれば意見・要望を具申していきます。

(3) 関係者・関係機関の連携の推進

障害のある方の地域生活を総合的に支え、子どもから高齢者までそれぞれのライフステージに対応したサポートを実施していくためには、医療・保健・教育・労働・まちづくりなど、幅広い分野の連携を図っていく必要があります。行政や障害者団体、サービス提供者、ボランティア・NPO 団体、地域福祉関係者、保健・医療関係者、教育関係者など、様々な関係者・関係機関の連携・協働を推進し、障害者を支える包括的なネットワークの構築を目指していきます。

(4) 障害者自立支援法以外の取り組み

本計画では、平成23年度末に向けて、市内施設の新体系への移行を促進していきます。しかし、障害者が抱える課題や日々の生活の中で必要としている支援は人によって様々であり、全ての方が地域で自立した生活を送るためには、障害者自立支援法の範囲に含まれない様々な取り組みも必要となります。

東久留米市には、障害児の放課後活動や障害者の余暇活動など、障害者自立支援法の枠外で様々な取り組みを行っている団体があります。これらの取り組みは、障害者の地域生活には欠かせないものとなっていますが、現在の制度下では法内への移行が難しい状況があります。

本計画では、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実に力をいれていくとともに、現在進められている障害者自立支援法の見直しを注視しながら、これら法の枠外となっている事業も含め、障害のある方の地域生活を総合的にサポートしていきます。

(5) 『東久留米市地域自立支援協議会』について

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりのために中核的な役割を果たす協議の場として、『東久留米市地域自立支援協議会』の設置を検討していきます。『東久留米市地域自立支援協議会』は、障害当事者や家族、障害者団体、相談支援事業者、サービス提供事業者、市担当課などが参加し、()地域の関係機関ネットワークの構築、()困難事例への対応の在り方に関する協議・調整、()地域の社会資源の開発・改善などについて協議する場となります。

(6) 『(仮称)東久留米市障害者就労支援センター』について

障害者の就労を総合的に支援するための中核的施設として、『(仮称)東久留米市障害者就労支援センター』の設置を検討していきます。『(仮称)東久留米市障害者就労支援センター』は、一般就労を希望する障害者のために、就労前の職場開拓や就職準備から就労後のフォロー・職場定着まで一貫した相談・援助を行う機関です。また、事業者等の雇用者に対して、障害者雇用についての啓発活動や情報提供、実際に雇用する際の支援・助言を行うことで、障害者の就労を総合的に推進していきます。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理と評価については、施設代表者会や新たに設置される『東久留米市地域自立支援協議会』を中心に、サービスの提供状況や新体系への移行状況などを定期的に把握・検証して、必要があれば適切な対応を取るよう努めます。また、必要に応じて障害当事者やその家族、関係団体、サービス提供事業者等の意見を把握する機会を設けます。

資料

(1) 『東久留米市障害福祉計画策定のためのアンケート調査』の概要

調査の目的

この調査は、東久留米市障害福祉計画（第2期）の策定にあたって、障害のある方の生活実態やサービスの利用状況・利用意向、障害福祉に関する意見・要望などを明らかにして、今後の障害福祉施策推進のための基礎資料とすることを目的として実施しました。

調査の対象

今回の調査では、東久留米市内に住所のある障害のある方（身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）を対象としました（手帳をお持ちの方のうち、調査時点で既に市外へ転居していたり、何らかの理由で市から郵便物を送付できない方等は対象から除きました）。在宅で身体障害者手帳をお持ちの方については、障害の種類や等級を勘案して抽出した1,845人の方を対象としています（抽出率61.0%）。愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、施設に入所している方については、全ての方に調査票を配布しました。

調査票		対象者数	抽出数	抽出率
在宅	身体障害のある方	3,027	1,845	61.0%
	知的障害のある方	588	588	100.0%
	精神障害のある方	451	451	100.0%
施設	身体障害のある方	14	14	100.0%
	知的障害のある方	78	78	100.0%

二つ以上の手帳をお持ちの方については、愛の手帳をお持ちの方は全て「知的障害のある方」に、それ以外で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は「精神障害のある方」に含まれています。

調査の方法

この調査は、対象者に調査票を郵便で送付し、無記名郵送方式で回収する郵送アンケート方式によって実施しました。調査票は、在宅の方を対象とした調査票と、施設に入所している方を対象とした調査票の2種類を配布しました。

調査の期間

この調査は平成20年9月2日から9月16日までの期間に実施しました。

調査票の配布・回収状況

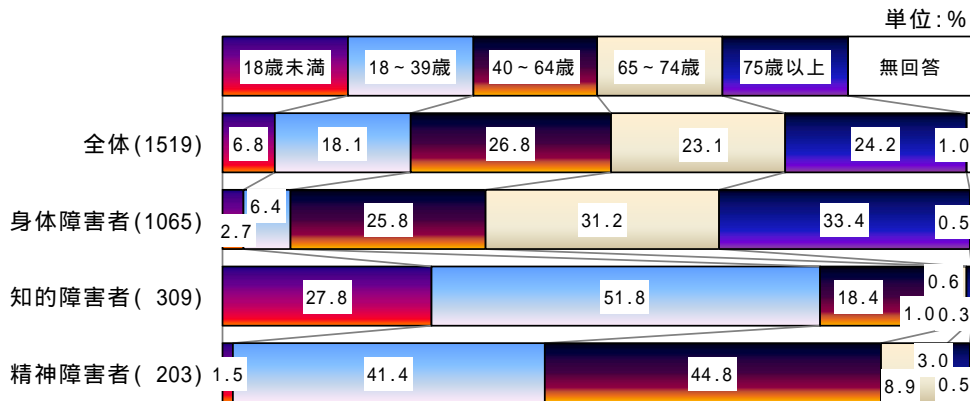
配布・回収数、有効回収数・有効回収率は次のようになっています。

調査票の種類	配布数	回収数	白表無効票	有効回収数	有効回収率
在宅の方を対象とした調査	2,884	1,526	7	1,519	52.7%
施設に入所している方 対象とした調査	92	64	0	64	69.6%

在宅の方を対象とした調査

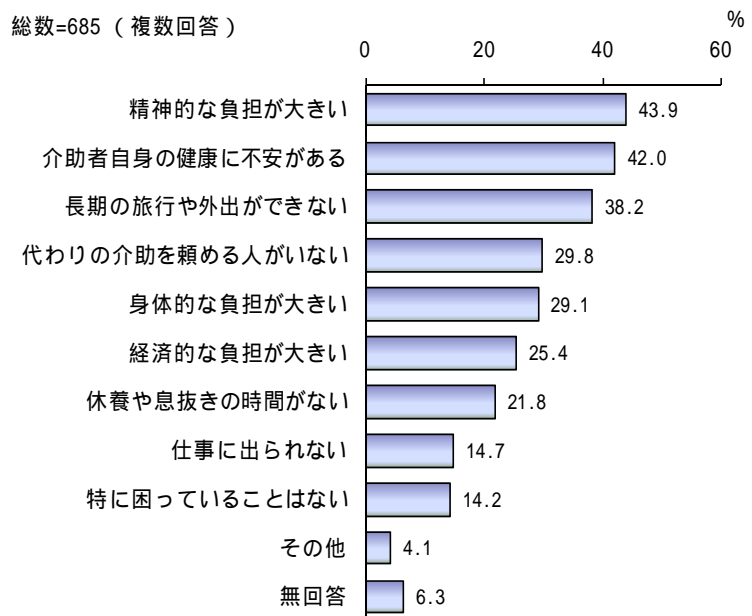
年齢(問3):身体障害のある方は6割以上が高齢者

身体障害のある方では6割以上が65歳以上、知的障害のある方では18~39歳が約半数、18歳未満が3割弱となっています。精神障害のある方では18~39歳と40~64歳がそれぞれ約4割となっています。平均年齢は、身体障害のある方は65.8歳、知的障害のある方は28.8歳、精神障害のある方は44.6歳となっています。



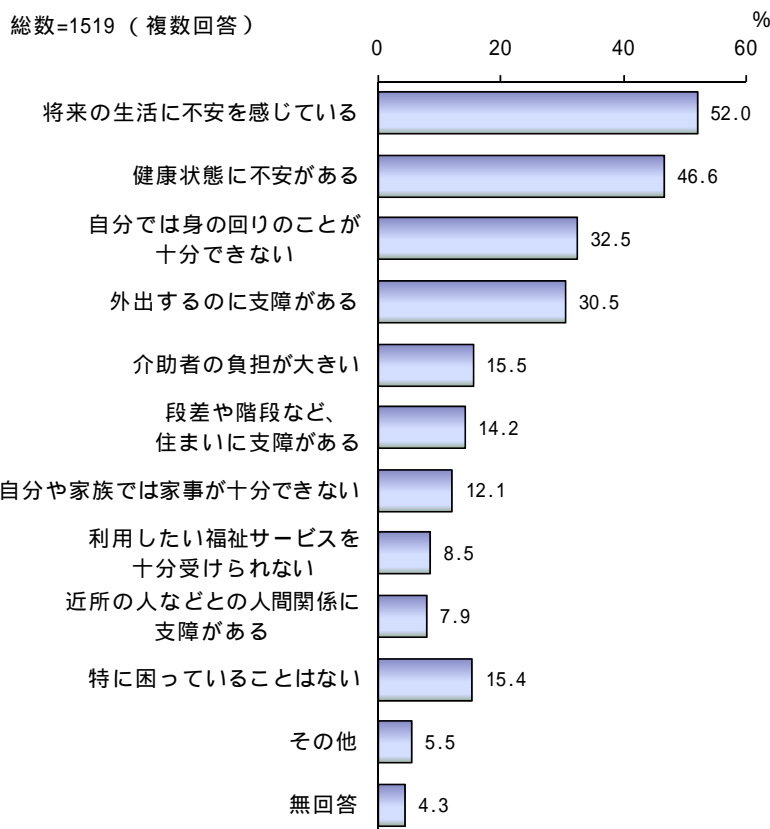
介助者が困っていること(問10):「精神的な負担」と「介助者自身の健康不安」が多い

「精神的な負担が大きい」という回答が43.9%と最も多く、次いで「介助者自身の健康に不安がある」が42.0%、「長期の旅行や外出ができない」が38.2%、「代わりの介助を頼める人がいない」が29.8%、「身体的な負担が大きい」が29.1%となっています。

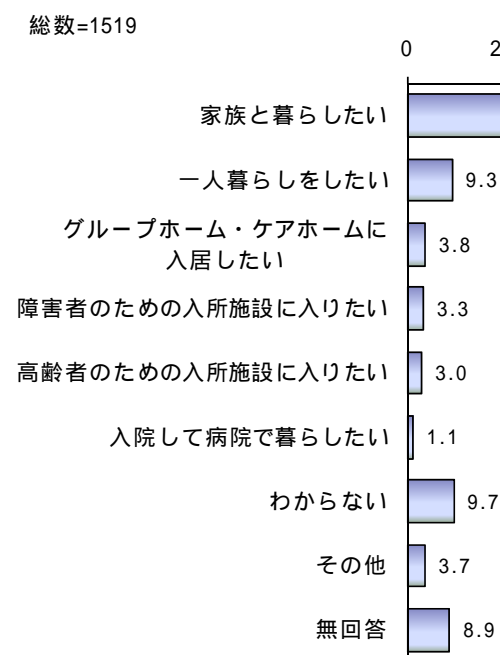


日常生活で困っていること(問 11):「将来への不安」と「健康状態への不安」が多い

「将来の生活に不安を感じている」という回答が 52.0%と最も多く、特に知的障害のある方では 6 割強、精神障害のある方では 8 割弱にのぼっています。次いで「健康状態に不安がある」が 46.6%、「自分では身の回りのことが十分できない」が 32.5%、「外出するのに支障がある」が 30.5%となっています。



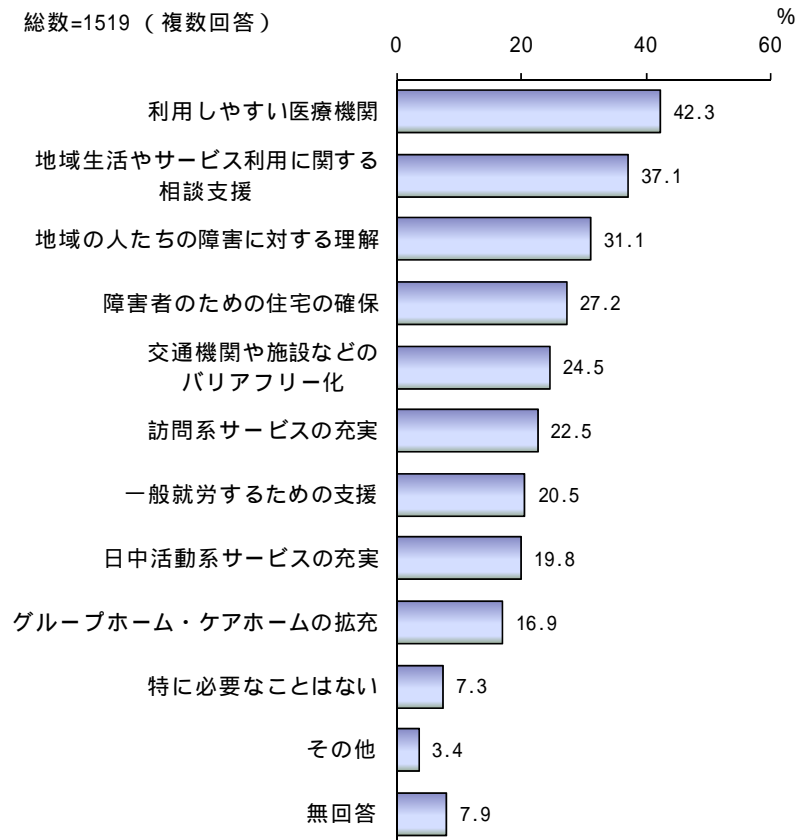
今後の暮らし方の希望(問 14):「家族と暮らしたい」が多い・精神障害のある方では「一人暮らし」、知的障害のある方では「グループホーム・ケアホーム」も



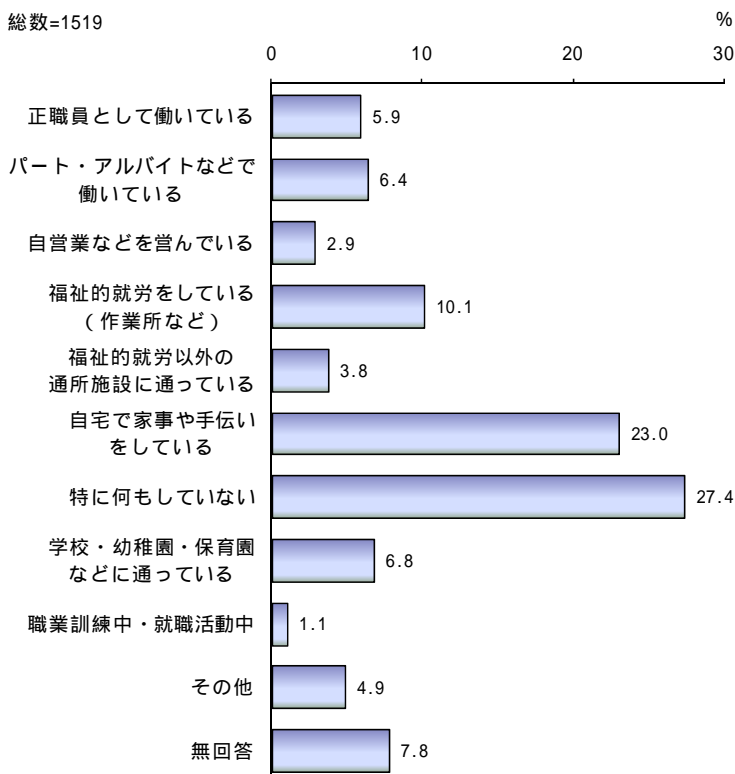
「家族と暮らしたい」という回答が 57.2%と特に多くなっていますが、精神障害のある方では「一人暮らしをしたい」、知的障害のある方では「グループホーム・ケアホームに入居したい」という回答も 1 割あまりと若干多くなっています。

地域生活に必要なこと(問 15):「医療機関」、「相談支援」、「地域の理解」が多い・知的障害のある方では「グループホーム・ケアホーム」、「日中活動の充実」も

「利用しやすい医療機関」という回答が 42.3%と最も多く、次いで「地域生活やサービス利用に関する相談支援」が 37.1%、「地域の人たちの障害に対する理解」が 31.1%となっています。知的障害のある方では「グループホーム・ケアホームの拡充」、「日中活動系サービスの充実」という回答も多くなっています。



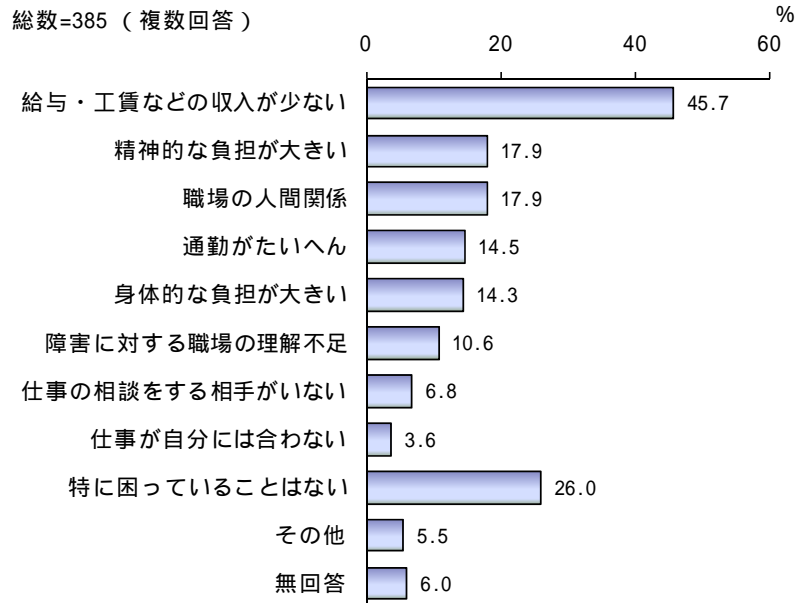
日中の過ごし方(問 16): 18～64 歳では一般就労が 3 割弱、福祉的就労が約 2 割



働いているという回答の中では「福祉的就労をしている(作業所など)」という回答が 10.1%と最も多く、次いで「パート・アルバイトなどで働いている」が 6.4%、「正職員として働いている」が 5.9%となっています。18～64 歳の方では、一般就労をしている方が 3 割弱、福祉的就労をしている方が約 2 割となっています。

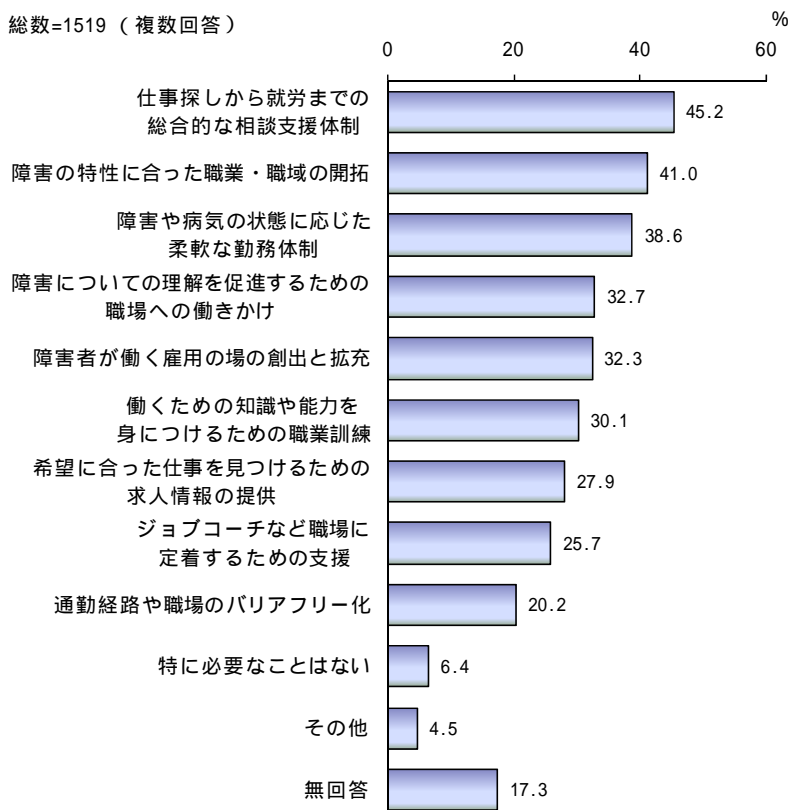
仕事をする上で困ること(問 17):知的障害や精神障害のある方、パート・アルバイトや福祉的就労をしている方で「給与・工賃が少ない」が特に多い

「給与・工賃などの収入が少ない」という回答が45.7%と最も多く、次いで「精神的な負担が大きい」と「職場の人間関係」がそれぞれ17.9%となっています。「給与・工賃などの収入が少ない」という回答は、知的障害や精神障害のある方、パート・アルバイトや福祉的就労をしている方で特に多くなっています。



一般就労するために必要なこと(問 20):「相談支援」、「障害特性にあった職業」、「柔軟な勤務体制」が多い・知的障害のある方では「ジョブコーチなど」、「職場の理解促進」も

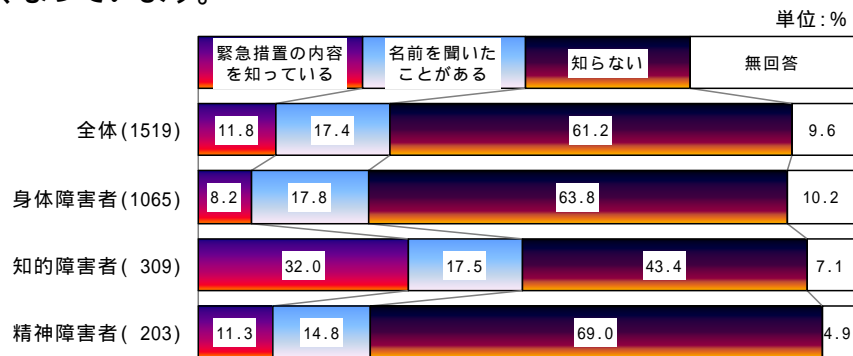
総数=1519 (複数回答)



「仕事探しから就労までの総合的な相談支援体制」という回答が45.2%と最も多く、次いで「障害の特性に合った職業・職域の開拓」が41.0%、「障害や病気の状態に応じた柔軟な勤務体制」が38.6%となっています。知的障害のある方では「ジョブコーチなど職場に定着するための支援」、「障害についての理解を促進するための職場への働きかけ」という回答も多くなっています。

『緊急措置』の認知状況(問 31):「内容を知っている」は約1割、「知らない」が約6割・知的障害のある方では約3割が「内容を知っている」

「緊急措置の内容を知っている」という回答は11.8%、「名前を聞いたことがある」という回答は17.4%、「知らない」という回答は61.2%と、知らない方のほうが多いという結果でした。「緊急措置の内容を知っている」という回答は知的障害のある方では約3割と多くなっています。



利用者負担についての意見(記述式)(問 32):「負担の軽減を」、「制度的に問題」、「制度が良くわからない」という声が多い

「利用者負担を軽減してほしい」という回答が28件と最も多く、次いで「利用者負担は制度的に問題である」が26件、「利用者負担などの制度がよくわからない」が22件、「将来の負担について不安がある」が19件、「収入が少なく生活が苦しい」が16件となっています。

利用者負担についての意見:回答例(要旨)

- 『低所得者にとって利用者負担は厳しいので、なくしてほしい。』
- 『緊急措置がどのくらいの期間続くのか心配。収入が少ないので、ずっと軽減してもらいたい。』
- 『障害者に対しては利用者負担が軽減されているが、障害児に対しては変わっていない気がする。』
- 『作業工賃から、利用者負担額、給食代、交通費の不足分を引くと、ほとんど手取り額がない。』
- 『生きるのに最低必要な介護を受けるのは基本的人権であり、それにお金が必要なのはおかしい。』
- 『障害が重ければ重いほどサービスを受けることになるのに、負担が増すのはおかしい。』
- 『福祉サービスをどういう時に利用できるのか、どのくらいの利用者負担があるのかも知らない。』
- 『今は親が元気なのでやっていけるが、一人になったときに利用者負担があるととても不安。』
- 『今は新体系に移行していないので利用者負担はないが、移行して利用者負担を支払うのは困る。』
- 『生活を切りつめているが楽にならない。利用者負担が大きくなるのしかかってくる。』
- 『障害者の収入に対し、無理のない範囲で負担する努力は必要だと思う。』

自由意見(問 34) : 「行政・制度への意見」、「障害福祉サービス」に関する意見が多い

分野別では、「行政・制度への意見」や「障害福祉サービス」についての回答が多くなっています。内容としては、「福祉に関する情報提供の充実」や「移動支援の拡充」、「親亡き後の不安」、「作業所の存続・新設の要望」、「給与・工賃のアップ」、「市の職員の対応の改善」などについての意見が多くなっています。

自由意見(在宅の方) : 回答例(要旨)

障害福祉サービスについて

『家族の緊急のときに受け入れてくれる施設なり病院を紹介してくれる福祉サービスがほしい。』

『移動支援、大人の 20 時間はとても少ない。せめてあと 10 時間でも時間をふやしてほしい。』

『65 歳以上の障害者は介護保険利用となっているが、障害福祉も利用できるようにしてほしい。』

就労・日中活動について

『障害者のための就労支援センターのようなものをつくってほしい。』

『福祉就労は特に金額が少なく、1 時間 100 円にもならない。どうにかしてほしい。』

『福祉作業所に通所しているが、現在の建物では移行できないので、どうなるのかとても不安。』

経済状況について

『福祉サービスより、生活費のお金が足りなくてこまっている。作業所の旅行に行くお金がない。』

『障害のびょういんだいがやすくはらえるぐらいのお金にしてほしい。生活でせいっぱい。』

将来について

『現在は何とか介護しているが、この先親子ともに年を取るので不安がある。』

『高等部卒業後、行く場所がない。さいわい福祉センターは 3 年間、その後は、親亡き後はどこへ。』

行政・制度への意見

『市の窓口に出向いた場合には、職員も注意して親切にやさしく相談・指導にあたってほしい。』

『障害福祉についての情報が入ってこないのので、何かの情報を知ることができない。』

『アンケートだけでなく、障害者や家族と意見交換や状況説明など定期的にやってほしい。』

その他

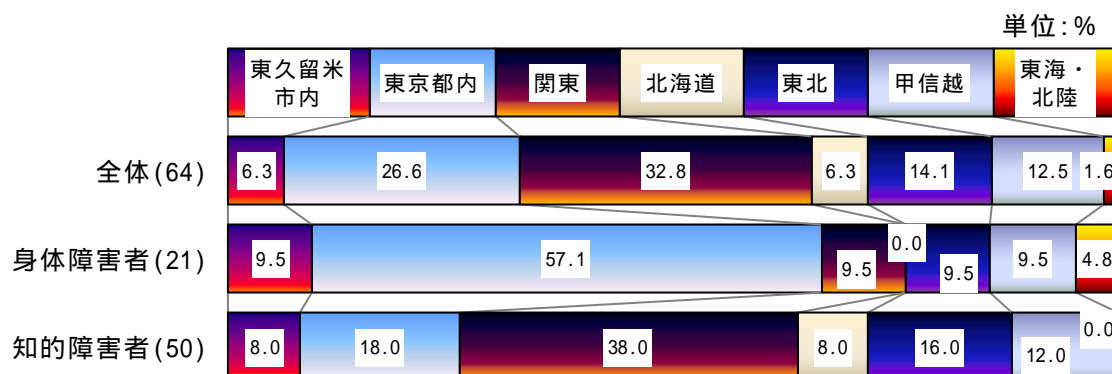
『障害者が正しく成長できるように、教育機関の専門性の充実を検討してほしい。』

『点字ブロックが白杖を使っている障害者にとっていかに大事なものかもっと知ってほしい。』

施設に入所している方を対象にした調査

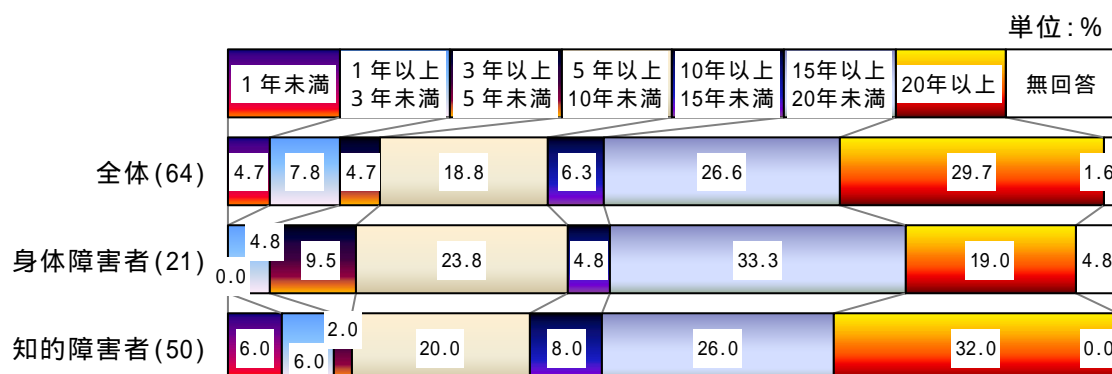
施設のある地域(問8) : 都内の施設が約3割・知的障害のある方は7割以上が都外施設

「関東(東京都以外)」という回答が32.8%と最も多く、次いで「東京都内(東久留米市以外)」が26.6%となっています。身体障害のある方では都内の施設が7割弱となっているのに対し、知的障害のある方では都外の施設が7割以上となっています。



施設に入所している期間(問9) : 10年以上が約6割、20年以上が約3割

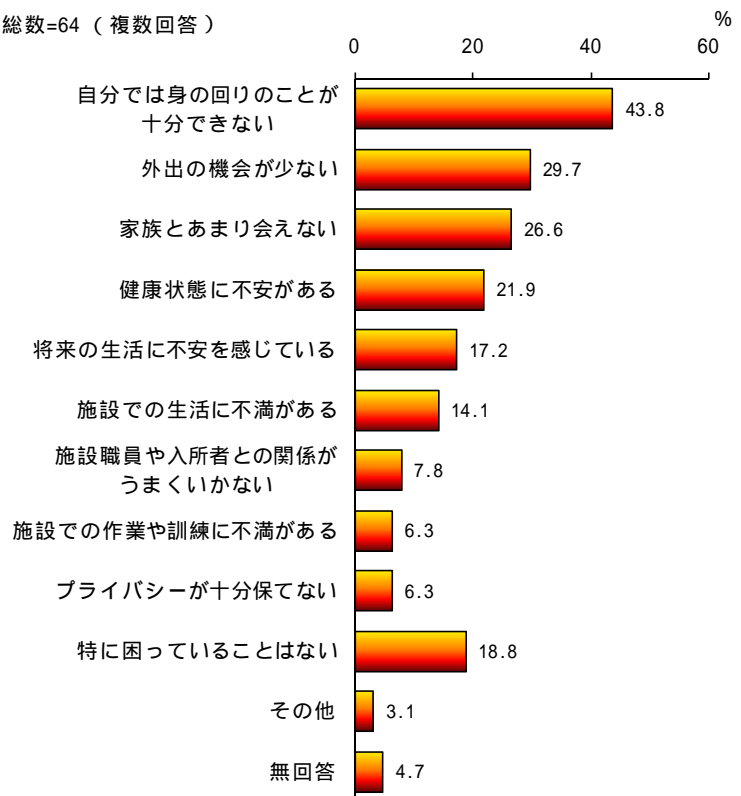
「20年以上」という回答が29.7%と最も多く、次いで「15年以上20年未満」が26.6%、「5年以上10年未満」18.8%となっており、10年以上が約6割、20年以上は約3割となっています。



日常生活で困っていること(問 16):「身の回りのことが十分できない」が多い・本人の回答では「外出機会が少ない」

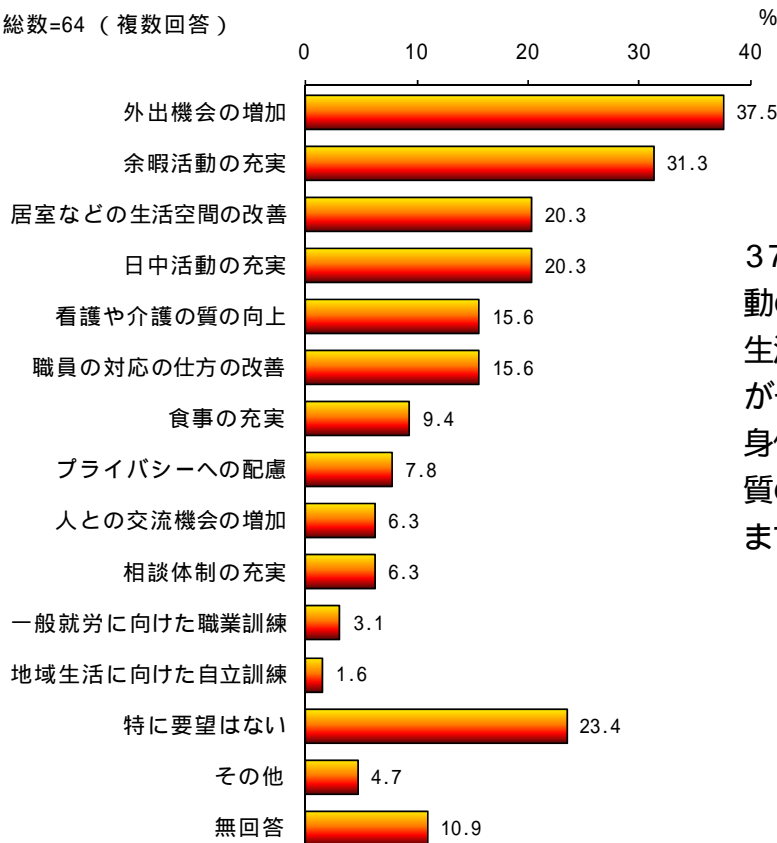
総数=64 (複数回答)

「自分では身の回りのことが十分できない」という回答が43.8%と最も多く、次いで「外出の機会が少ない」が29.7%、「家族とあまり会えない」が26.6%、「健康状態に不安がある」が21.9%となっています。ご本人が回答している場合には「外出の機会が少ない」という回答が約6割と多くなっています。



施設への要望(問 17):「外出機会の増加」、「余暇活動の充実」が多い・身体障害のある方では「看護や介護の質の向上」も

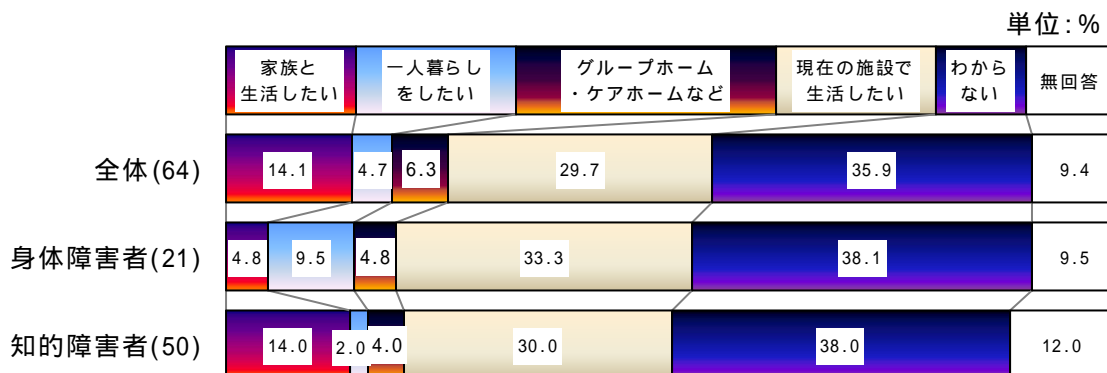
総数=64 (複数回答)



「外出機会の増加」という回答が37.5%と最も多く、次いで「余暇活動の充実」が31.3%、「居室などの生活空間の改善」と「日中活動の充実」がそれぞれ20.3%となっています。身体障害のある方では「看護や介護の質の向上」という回答も多くなっています。

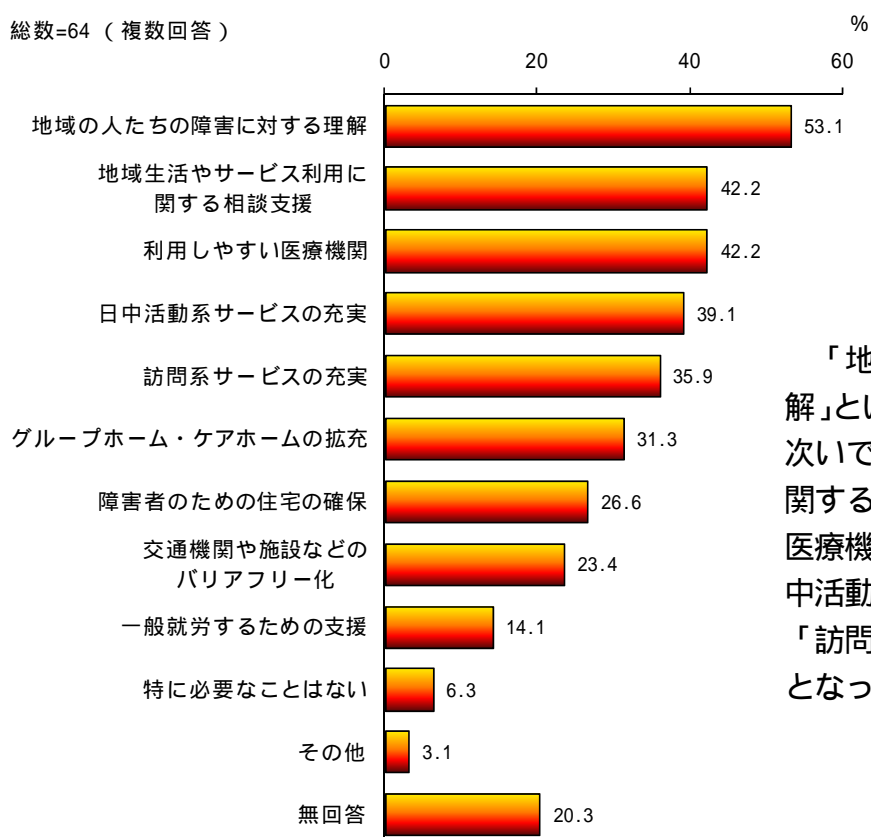
将来の暮らし方(問 18):施設からの退所を希望する方は3割弱

「現在入所している施設で生活したい」という回答が 29.7%と最も多く、次いで「施設を退所して家族と一緒に生活したい」が 14.1%、「施設を退所してグループホーム・ケアホームなどで生活したい」が 6.3%、「施設を退所して一人暮らしをしたい」が 4.7%となっています。施設からの退所を希望する方は全体の 3割弱となっています。



地域生活に必要なこと(問 21):「地域の理解」、「相談支援」、「医療機関」が多い

総数=64 (複数回答)



「地域の人たちの障害に対する理解」という回答が 53.1%と最も多く、次いで「地域生活やサービス利用に関する相談支援」と「利用しやすい医療機関」がそれぞれ 42.2%、「日中活動系サービスの充実」が 39.1%、「訪問系サービスの充実」が 35.9%となっています。

自由意見(問 22)：「障害福祉の充実」、「権利・生活保障」、「行政の理解」が多い

「障害福祉の充実」や「障害者の権利・生活保障」、「障害に対する行政の理解」に関する意見が多くなっています。

自由意見(施設に入所している方)：回答(要旨)

- 『施設入所においても、移動サービスや訪問系のサービスが利用できると良い。』
- 『親亡き後も、配慮の行き届いた環境で、人として丁重にサービスを受ける権利を守ってほしい。』
- 『年金で生活できるようにしてもらいたい。』
- 『入所施設でも、長期入院などいろいろな理由で生涯いられるとは限らないので不安。』
- 『就労しなくても良い地域生活づくり。無理に就労させると精神的安定を脅かすこともある。』
- 『何かをする前に、本人や家族、関係者を入れて話し合いを持つようにしてほしい。』
- 『施設入所者は高齢化しており、地域に移行することはますます難しくなっている。』
- 『担当のケースワーカーに、ときどき面会に来てほしい。』
- 『「障害者自立支援法」によって、施設使用料が高くなり、経済的に苦しくなった。』
- 『交通費がかかるので、家族があまり面会に来れない。』
- 『障害者が安心して暮らし、安心して仕事をし、安心して医療を受けられるように。』

(2) 東久留米市施設代表者会検討経過

会 議 名	開 催 月 日	検 討 内 容
第 1 回施設代表者会	平成 20 年 4 月 28 日 (月)	第 2 期障害福祉計画の策定スケジュール について
第 2 回施設代表者会	8 月 5 日 (火)	アンケートの調査内容について
第 3 回施設代表者会	11 月 20 日 (木)	アンケート調査の結果について 第 2 期障害福祉計画 (骨子案) について
市民懇談会	11 月 30 日 (日)	アンケート調査の結果について 第 2 期障害福祉計画 (骨子案) について
第 4 回施設代表者会	平成 21 年 1 月 26 日 (月)	第 2 期障害福祉計画 (素案) について
パブリックコメント	平成 21 年 2 月 2 日 (月) ~ 2 月 18 日 (水)	
第 5 回施設代表者会	3 月 11 日 (水)	第 2 期障害福祉計画 (最終案) について

(3) 市内の障害者施設等一覧

障害者施設（自立支援法）

施設名	事業内容
東久留米市立さいわい福祉センター	居宅介護・生活介護・就労移行支援・日中一時支援・相談支援・地域活動支援センター・ショートステイ他
東久留米市立わかくさ学園	児童デイ・発達相談室
精神障害者地域生活支援センターめるくまーる	相談支援・地域活動支援センター
ライフパートナーこぶし	短期入所・旧法知的障害者入所更生施設
のぞみの家	生活介護
広域地域ケアセンター パオバブ	自立訓練・就労移行支援・就労継続支援B型
活動センターかなえ	生活介護・就労継続支援B型
杉の子学園福祉作業所	就労継続支援B型
杉の子学園第二福祉作業所	就労継続支援B型
なかまの家	生活介護
くるめパソコン作業所	就労移行支援・就労継続支援B型

障害者グループホーム、ケアホーム

施設名	事業内容
優朋（ゆうほう）	知的障害者グループホーム・ケアホーム
東久留米第1・第2氷川台寮	知的障害者グループホーム・ケアホーム
東久留米第3氷川台寮	知的障害者グループホーム・ケアホーム
生活寮「そら」・「うみ」	知的障害者グループホーム・ケアホーム
グッドライフ生活寮1	知的障害者グループホーム・ケアホーム
グッドライフ生活寮2	知的障害者グループホーム・ケアホーム
グッドライフ生活寮3	知的障害者グループホーム・ケアホーム
グループホームどんぐり中央荘	精神障害者グループホーム
グループホームむさし野	精神障害者グループホーム

障害者（児）の福祉施設（小規模法人）

施設名	事業内容
ワークランドカウリー	知的障害者小規模通所授産施設
ゆ～かり	知的障害者小規模通所授産施設

障害者（児）の福祉施設（都・市補助事業）

施設名	事業内容
福祉施設このみ	地域デイグループ事業
しおん学園	心身障害者（児）通所訓練事業
かるがも	心身障害者（児）通所訓練事業
共同作業所久留米の家	精神障害者共同作業所通所訓練事業
福祉工房どんぐりの家	精神障害者共同作業所通所訓練事業
福祉工房第二どんぐりの家	精神障害者共同作業所通所訓練事業
精神障害者共同作業所コイノニア	精神障害者共同作業所通所訓練事業

地域福祉振興事業実施事業所（自立生活プログラム）

施設名	事業内容
ログハウス	地域福祉振興事業（自立生活プログラム）
グッドライフ	地域福祉振興事業（自立生活プログラム）

(4) 用語解説(個別サービスの説明については、本編第4章をご覧ください)

《か行》

グループホーム・ケアホーム

障害者や高齢者などが地域に身近な住宅等の小規模施設で、職員の介助を受けながら一緒に生活する居住形態です。障害者自立支援法のサービスには、地域での共同生活に支障のない知的障害者・精神障害者を対象とした「共同生活援助(グループホーム)」と、介護を必要とする知的障害者・精神障害者を対象とした「共同生活介護(ケアホーム)」があります。

高次脳機能障害

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とした脳機能の障害です。脳の損傷部位により記憶・注意・思考・言語・社会的行動上に障害が残ります。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともあります。

《さ行》

三障害

身体障害・知的障害・精神障害の三つの障害の総称です。障害者自立支援法は三障害の一元化をうたっており、どの障害のある方でも等しくサービスを受けられる仕組みづくりを目指しています。一方で三障害に該当しない、発達障害や高次脳機能障害、難病の方への支援をどうするのかという点については、引き続き検討が行われています。

障害者自立支援法

障害者が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障害福祉サービス等の提供について定めた法律です。平成18年4月に同法が施行されたことにより、障害者のためのサービスは従来の支援費制度から根本的に転換が行われました。主な特徴としては、三障害の一元化、利用者負担の原則、地域移行・就労支援への対応などがあります。一方で、同法には様々な問題点も指摘されており、本計画策定時点には見直しに向けた取り組みが進められています。

ジョブコーチ(職場適応援助者)

障害者が就労する際に、一緒に職場に出向いて様々な支援をする援助者、またはその制度を言います。障がい者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚に助言を行い、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善なども行います。

成年後見制度

知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する制度です。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートします。

《た行》

特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。平成19年4月に施行された改正学校教育法により、従来の特殊教育からの転換が行われました。主な特徴としては、一人ひとりの教育ニーズに応じた支援、発達障害児などへの対象の拡大、従来の盲・ろう・養護学校から特別支援学校への転換などが挙げられます。

《な行》

難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、後遺症を残すなど生活に著しい支障をもたらす慢性疾患の総称です。厚生労働省は「特定疾患」として123の難病を指定しており、うち45の疾患は医療費の公費負担助成の対象となっています。

《は行》

発達障害

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。平成17年4月に施行された同法により、これまで立ち遅れていた発達障害者への支援が法的に定められました。発達障害には、言語発達の遅れやコミュニケーション障害などを伴うことがありますが、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障害(LD)や、注意力・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥多動性障害(ADHD)など、障害のある能力やその程度は非常に様々です。

バリアフリー化

公共の建築物や交通機関、道路、住宅などについて、障害者をはじめ高齢者や妊産婦、けがをしている方などの利用に配慮して、生活上の障壁(バリア)を取り除くことを言います。具体的には歩道・通路の段差の解消や十分な幅員の確保、エレベーターの設置、点字ブロックや音声信号機の設置などがあります。最近ではこのような『物理的バリアフリー化』だけでなく、あらゆる分野で障害者等の生活上の障壁を取り除くことが必要とされており、資格の取得制限等に関する『制度的バリアフリー化』や、障害のある人とない人の間で心理的な障壁をなくしていく『心のバリアフリー化』、情報面での障壁をなくしていく『情報バリアフリー化』なども重視されています。

《や行》

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、文化などの違いとは関係なく、誰もが利用しやすい施設・製品・情報などのデザインのことで、誰にでも安全で使いやすいように配慮されたエレベーターや多機能トイレ、障害者や外国人でもわかりやすい絵による案内(ピクトグラム)などがあります。

《ら行》

レスパイト

長期間・長時間介助に携わっている家族などの介助者を、一定の期間、一時的に障害児・者の介助から解放する援助のことです。介助者自身の心身の健康を保つために必要な休養や息抜きの時間を確保できるようにするとともに、普段参加することが難しい地域での交流、余暇活動などの社会活動への参加機会を提供することも目的としています。

《英数字》

NPO (Non Profit Organization)

特定非営利活動法人などと訳され、非営利（利益があがっても構成員に分配しないで団体の活動目的を達成するための費用に充てる）で、自主的に公共的な活動を行う民間（政府組織の一部ではない）組織・団体を指します。介護保険の指定居宅介護サービス事業等は、NPO も担うことができます。

東久留米市障害福祉計画（第 2 期）

平成 21 年 3 月

発 行 東久留米市 福祉保健部 障害福祉課
〒203-8555 東久留米市本町 3-3-1
電話 042-470-7747 FAX 042-475-8181